

自治体における AI の利用に関する

ワーキンググループ

報告書

令和 7 年 7 月

自治体における AI の利用に関する

ワーキンググループ

自治体における AI の利用に関する
ワーキンググループ
報告書

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ 報告書

目 次

はじめに

第 1 章 本ワーキンググループの背景等

1 本ワーキンググループの目的と検討内容

(1) 趣旨・目的

(2) 検討経過

2 自治体における生成 AI の利用状況

3 政府における検討状況等

(1) 条約、法律

(2) AI 事業者ガイドライン

(3) 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン

(4) 閣議決定文書

第 2 章 自治体における AI の利用方法及び留意事項

1 自治体における AI 利用に関する基本的な考え方

2 利用方法

(1) 部局共通での利用

(2) 部局の個別の業務における利用

(3) 従来型 AI など

3 留意事項

(1) ガバナンス確保のための体制構築

(2) 要機密情報の取扱い

① 全般（自治体機密性 2、3C・3B）

② 自治体機密性 3C・3B のうち個人情報に係るもの

③ その他の情報セキュリティ

(3) 人材育成

第 3 章 国による支援の方向性

1 自治体向けガイドラインの策定等

2 ユースケース等の横展開

3 国における取扱いの情報提供

おわりに

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ 報告書¹

はじめに

- 我が国において、人口減少社会の到来を迎え、長期的に大幅な人口減少が予想される中、持続可能な地域社会の形成や、自治体の行政サービスの持続可能性の確保について、様々な議論が行われ、取組が進められてきている。
- 総務省が令和 6 年 11 月から開催した「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」においては、人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論が行われたところである。²
- 自治体の行財政のあり方の持続可能性を考えたときに、いかに自治体の業務効率化を進め、行政の質の向上を図っていくかが重要なテーマとなり、その際には、自治体における仕事のやり方そのものを大きく変革していく取組が不可欠である。
- そのための有効なツールの一つとして注目されるのが AI である。
- 文章、画像、音声、動画などを自律的に生成する技術として開発・利活用が進む生成 AI は、我々の知的活動に大きな影響を及ぼすとともに、社会の根幹に関わる変化をもたらす「技術的転換点」として、大きな注目が集まっている。また、国家戦略の一環として世界各国が行う巨額の投資は、グローバルな AI 開発競争に拍車をかけ、日進月歩で技術を進化させながら、あらゆる分野での AI 活用が進んでいる。
- 飛躍的な業務効率化を推し進め、将来を見据えて自治体の行政サービスを持続可能なものにしていけるよう、この新しい技術とどう向き合っていくべきかを、本ワーキンググル

¹ 報告書中、文書名・調査名・引用箇所を除き、特段の断りがなければ、

- ・「AI」とは、「生成 AI を含めた AI 技術全般」を、
- ・「生成 AI」とは、「生成 AI 技術」を、
- ・「従来型 AI」とは、「生成 AI 以外の AI 技術」を、

それぞれ指すものとする。

² 令和 7 年 6 月 24 日に「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の報告書が公表された。

ープにおいて検討していくこととした。

第1章 本ワーキンググループの背景等

1 本ワーキンググループの目的と検討内容

(1) 趣旨・目的

- 人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行うことを目的として「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」が開催されており、同研究会においては、デジタル技術の導入により、一定の業務効率化の効果が生まれていると言及されている。
- デジタル技術の中でも、とりわけ生成 AI を中心に AI の技術進歩はめざましく、社会への導入も進んできている。また、同研究会の自治体からの意見聴取においても生成 AI の導入により職員の業務効率化が可能かどうか注力している旨の発言があったところであり、業務効率化等の手段の一つとして、自治体において導入が進みつつある。
- 一方で、AI については、新しい技術であるがゆえにその長所・短所が徐々に知られるようになってきた段階である。また、個人情報³の不適切な取扱い、不当な差別やハルシネーション⁴など、様々なリスクも存在することから、人材不足等により、小規模団体を中心に導入に至っていない自治体や、導入に当たって手探り状態になっている自治体も多く見受けられる。
- これらの状況を受け、「自治体における AI の利用に関するワーキンググループ」を開催し、自治体の業務効率化や行政の質の向上のために AI の利用方法や留意事項等を議論し、報告書を取りまとめることとしたものである。

³ 報告書中、「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が定める個人情報を指す。

⁴ 「ハルシネーション」とは、生成 AI が事実に基づかない誤った情報をもっともらしく生成することを指す。

（２）検討経過

- 本ワーキンググループにおいては、自治体における AI の利用について、実際の利活用やガイドライン策定に当たっての参考となるよう、実務的な観点から検討を行うことを重視し、学識経験者 6 名に加え、自治体職員 4 名の参加を得て、具体的な利活用シーンを念頭においた業務効率化の方法や課題・留意事項等の議論を行うこととした。
- 第 1 回～第 3 回においては、自治体からのヒアリング等も行いながら、様々な業務・分野のユースケースやガイドラインの策定事例等を幅広く取り上げつつ、検討を進めてきたところである。
- その際、生成 AI における要機密情報⁵（個人情報を含む）の利用については、個人情報保護法制との関係や情報セキュリティ等の観点から議論を深める必要があると考えられたことから、第 4 回において、政府における取扱いや自治体の対応状況を確認するとともに、個人情報保護法による規律との関係等については、個人情報保護委員会事務局より報告を受けた上で、検討を行った。
- なお、行政における AI の利活用に関し、行政通則法の観点から考え得る法的課題等を整理・検討することを目的とした「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」が別途開催されているところであり、第 4 回においては、同研究会の事務局を務める総務省行政管理局からも、検討状況の報告を受けている。
- その上で、第 5 回・第 6 回検討会において、報告書案の検討を行った。

２ 自治体における生成 AI の利用状況

【参考資料 3】

- 総務省が実施した「地方自治体における AI・RPA の実証実験・導入状況等調査」⁶

⁵ 報告書中、引用箇所を除き、特段の断りがなければ、「要機密情報」とは、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において自治体機密性 2 以上に分類される情報を指す。

⁶ 「RPA（Robotic Process Automation）」とは、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものを指す。

(令和6年12月31日現在)によれば、生成AIを「導入済」の団体は、都道府県で87.2%、指定都市で90.0%、その他の市区町村で29.9%となっている。

- 前回調査(令和5年12月31日現在)と比較し、生成AIを「導入済」の団体は、都道府県(前回51.1%)、指定都市(前回40.0%)においては大きく増加した。その他の市区町村においても、「導入済」、「実証実験中」及び「導入検討中(導入予定あり)」の団体は全体の51.1%(前回39.5%)と増加し、過半数となっている。
- 活用事例としては、「あいさつ文案の作成」、「議事録の要約」、「企画書案の作成」、「メール文案の作成」、「議会の想定問答の文案の作成」の順に挙げられており、部局共通で活用されている。
- 導入効果としては、議事録の要約において作業時間が半減した事例や、ポスター・チラシ等の画像生成によりチラシ等の作成作業時間が97%減少した事例など、業務効率化の例が挙げられている。
- 課題としては、「取り組むための人材がいない又は不足している」、「AI生成物の正確性への懸念がある」、「導入効果が不明」の順に挙げられている。
- 生成AI利用におけるガイドライン策定状況については、「策定済」は647団体と前回(359団体)と比べて増加したものの、「未策定」が1,004団体と、「策定済」、「策定中」、「未策定」の中では引き続き最も多い。
- このように、生成AIの利用は自治体の業務効率化に大きく貢献し始めてきている。一方で、生成AIの導入・運用に当たっての課題も明確になってきたところである。国において、自治体のガイドライン策定を支援するとともに、適正かつ効果的にAI利用を推進できるような後押しが求められる。

3 政府における検討状況等

- AIのもたらす影響に着目し、世界各国や日本国政府において、AIの利活用に関するルール策定の動きが加速しており、国際的な枠組みや国内法制度の整備、AIの開発や利活用の主体となる者を対象としたガイドラインの策定等を進める動きがみられている。

（１）条約、法律

【参考資料4】

- 令和 7 年 2 月、政府は、フランス共和国・パリで開催された AI アクション・サミットの機会に、「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」に署名した。この条約は、人工知能（AI）を主題とする初めての国際約束として、AI システムのライフサイクルにおける活動が、人権、民主主義及び法の支配に合致することを目的としており、締約国による適当な措置の採用・維持や国際協力の奨励等を定めたものである。
- また、同年 2 月、国際指針に則り、イノベーションの促進とリスク対応を両立するものとして、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（AI 法案）」が閣議決定され、令和 7 年 5 月 28 日に成立した⁷。政府は、同法第 18 条に則り、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画（以下「人工知能基本計画」という。）を定めることとなっている。
- 同法第 5 条（地方公共団体の責務）では、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し（中略）その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定められている。政府が示した人工知能基本計画と整合性を取りながら、自治体は AI の活用を進めていく必要がある。

（２）AI 事業者ガイドライン

【参考資料5】

- 令和 6 年 4 月 19 日、AI 開発・提供・利用に当たって必要な取組についての基本的な考え方を示すものとして、AI の開発・提供・利用を担う全ての者（政府・自治体等の公的機関を含む）を対象とした「[AI 事業者ガイドライン](#)」が第 1.0 版として公表された。更新された第 1.1 版（令和 7 年 3 月 28 日公表）では、生成 AI に関する技術の進歩や事業者における導入の進展を踏まえ、マルチモーダルな生成 AI⁸、RAG⁹等に

⁷ [人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和 7 年法律第 53 号）](#)

⁸ 「マルチモーダルな生成 AI」とは、テキスト、画像、映像等の多様な形式（マルチモーダル）の出力が可能なものを指す。

⁹ 「RAG（Retrieval-Augmented Generation、検索拡張生成）」とは、生成 AI が利用者の

関する記載が拡充されている。

- 「本ガイドラインを参考の一つとしながら、AI 活用に取り組む全ての事業者が自主的に具体的な取組を推進することが重要となる。」とされ、自治体においても AI 利活用に取り組む際に参考とすべきガイドラインとなっている。

（３）行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン

【参考資料6】

- 政府における生成 AI の業務利用については、デジタル社会推進会議幹事会において「[ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申合せ（第 2.1 版）](#)」（令和 7 年 3 月 25 日デジタル社会推進会議幹事会申合せ）に基づき運用されてきたところであるが、今般、同申合せの内容も統合する形で、令和 7 年 5 月 27 日に開催した第 19 回デジタル社会推進会議幹事会（書面開催）において、「[行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン](#)」（以下「政府ガイドライン」という。）が決定された。
- 政府ガイドラインでは、
 - ・各府省に AI 統括責任者（CAIO）を設置し、各府省の生成 AI システムの利活用の把握・推進、ガバナンス、リスク管理を統括すること
 - ・生成 AI システムの企画者・提供者は、安全かつ品質の高い生成 AI システムの調達・利活用をするため、「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」を参考にして調達・契約等を行うとともに、運用開始後も適切な利用や安全性、品質の確保を定期的に検証すること
 - ・CAIO は「生成 AI システムの利活用ルールひな形」に基づき、各府省の利用者（職員）に向けて生成 AI の利活用ルールを策定すること。また、利用者はその利活用ルールを遵守すること
 - ・AI の利活用等に関する有識者からなる先進的 AI 利活用アドバイザリーボードを設置し、高リスク AI の評価・リスク緩和のための助言、各府省における生成 AI 利活用状況の把握・ベストプラクティスの共有、各府省における生成 AI システム特有のリスクケースの

質問に対して、外部の情報源（社内データベース、Web など）から関連情報を検索し、それをもとに自然な文章で回答を生成する技術を指す。

把握・助言等を行うこと
等が定められている。

- また、政府ガイドラインは、「地方公共団体においても、必要に応じ、参考とされることが期待」されている。

（４）閣議決定文書

- 上述のとおり、AI 法の制定や、生成 AI の業務利用に関する具体的な運用方針の策定等を通じ体制整備が進められるのとあわせ、各種の閣議決定文書が策定され、その中に政府全体としての AI 利活用の方向性も示されている。
- これらの閣議決定文書においては、AI 法に基づき、政府が積極的に AI 活用・ガバナンスの確保を進めることや政府において安全・安心な AI の利活用環境を希望する自治体に提供していくことなどが明記されている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）

（抄）

AI 法に基づき、イノベーション促進とリスク対応を両立しつつ、AI の研究開発・活用等を進めるとともに、人材の育成・確保を行う。質の高いデータ整備、研究開発力の強化や利活用、計算資源・情報通信基盤のインフラの高度化を進める。社会全体への AI 実装の促進に向け、政府が率先して AI を活用する。そのため、内部開発により政府等の AI 基盤を構築するとともに、生成 AI の調達・利活用ガイドラインに基づき、ガバナンスを確保する。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）（抄）

社会全体への AI 実装を促進し、生産性の向上やサービスの維持・強化を図るため、今通常国会において成立した「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」に基づき、AI の社会での活用に向けた政府の体制整備を円滑に実施するとともに、政府が率先して安全・安心な AI 活用を進める。これまでデジタル庁を中心に実施されてきた生成 AI の検証事業や「AI アイデアソン・ハッカソン」等によるユースケースの掘り起こし結果等を踏まえ、同庁の内部開発を更に加速させるための環境を整備した上で、同庁の

内部開発により政府等における AI 基盤（ガバメント AI（仮称））を構築するとともに、AI 利活用に資する政府保有データの整備・普及を行う。併せて、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」に基づき、各府省庁への AI 統括責任者（CAIO）を設置するとともに、デジタル社会推進会議に先進的 AI 利活用アドバイザリーボードを設置する等 AI のガバナンス・推進体制の構築に取り組むことで、生成 AI の利活用促進とリスク管理を表裏一体で進める。

このような政府による積極的な生成 AI の利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府や地方公共団体と民間事業者との協業を加速させ、地方公共団体が利用しやすい AI サービスの開発を推進する。このため、デジタル庁の体制を整備した上で、地方公共団体や民間事業者が共創して短期で AI サービスを改善・プロダクト化する仕組みを確立することとし、プロダクト化されたサービスを全国の地方公共団体に展開することで、地方公共団体における積極的な AI サービスの実装を目指す。その際、特に小規模な地方公共団体が AI 学習用のデータセットや品質ルール等を独自に整備等することは負担が大きいと考えられるため、デジタル庁で今後構築することとしている政府における AI 基盤の開発・実装とセットで、基本的なデータ等の整備に向けたフローを確立するとともに、安全・安心な AI の利活用環境や内部開発が可能な環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体にも共有する。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）（抄）

重要分野での利用や社会課題解決のために AI 活用を推進するとともに、政府や地方自治体等による AI 活用を AI の社会実装の起点とするため、デジタル庁は、政府等の行政現場での AI 利用環境（ガバメント AI）の提供や利用を通じた AI 機能高度化を推進する。

「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）（抄）

・ 医療・ヘルスケア、ロボット、工場・プラント、インフラ・防災、安全保障、政府・自治体等の重要分野や、介護、農林水産業等の人手不足が深刻な分野での AI の活用を促進する。また、それらの取組を通じて、地方創生を進める。

（中略）

- ・ 地方における A I の本格的な導入を促進するため、地方の自治体や企業が参加して A I の実証・導入を推進する機会・事例（A I 北海道会議等）を増やし、普及・広報を進める。

第 2 章 自治体における AI の利用方法及び留意事項

1 自治体における AI 利用に関する基本的な考え方

- 生産年齢人口が減少し、公務に限らず人材確保が困難となっている中で、職員でなければできない業務に注力できる環境を整えることが重要である。そうした観点からは、AI を含むデジタル技術で代替可能な作業は置き換えていくことが必要である。
- 加えて、近年登場した生成 AI については、文章作成をはじめ、知識やスキルを必要とする作業が可能であり、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事の質とスピードを大幅に高め、飛躍的な業務効率化につなげていくことも期待される。
- デジタル技術の導入に当たっては、既存の業務の見直しに取り組むことで、業務の統廃合も含めた抜本的な変革が期待される。特に生成 AI については、既存のデータを基に新たな出力を行う形での活用が可能となることから、各自治体が保有する庁内データを部局横断的に利活用することが望ましい。
- 一方で、生成 AI の出力結果には偽情報・誤情報・偏向情報が含まれるといったリスクや、生成 AI に関するリテラシーの欠如から、生成 AI に不適切に個人情報を入力し、個人情報保護法等のルールに抵触することになりうるといったリスクにも、十分留意する必要がある。
- 生成 AI の未導入団体からは、正確性の懸念を理由に、導入が困難という声も上がる。こうした懸念を払拭するためには、生成 AI の利用目的に応じて求められる正確性の水準が異なることを意識し、生成物を人が必ず確認するルールを設けることが重要である。また、生命・安全に関する機微情報でない限り、生成 AI を利用した翻訳・検索・取りまとめ等に用いる場合においては、誤りが含まれる可能性があることを明示した上で、生成 AI による出力結果を表示することも考えられる。

- こうした、利用に当たって考慮すべき生成 AI の特性については、技術革新とともに状況が変わりうるため、将来を見据えた AI 利用の議論が必要となってくる。あわせて、AI の利用推進に向けた既存制度のアップデートも求められる。
- また、別の観点からは、AI を利用した新しい働き方を取り入れることにより、若手職員を中心に全職員にとっての魅力を高めることができ、組織全体の活性化・職員の満足度向上にもつながるとともに、人材確保にも有効であることにも着目すべきである。
- これらとあわせ、AI の技術革新のスピードは速く、自治体単位で最新の動向・利用状況を把握するのは人的リソースの制約があり難しく、AI の利用ノウハウについて、自治体間でナレッジを共有できる取組が必要であるとの意見も複数挙げられた。
- 加えて、AI の普及が進んでいくことが見込まれる中、多くの自治体が個別に AI の調達手続を実施することは、非効率的であるとの指摘も複数あった。特に、小規模団体からは、費用対効果の説明が困難との声上がり、自治体が費用面を気にすることなく利用できる AI のニーズが存在する。そのため、国が希望する自治体に安全・安心な AI 利活用環境を提供するのが望ましい。

2 利用方法

- 生成 AI の導入団体数は大きく伸びてきているところであり、その活用方法も様々見られるところである。以下では、本ワーキンググループでの活用状況調査を元に、利用形態ごとに留意点を挙げていくこととする。

（１）部局共通での利用

【参考資料7】

- 生成 AI の利用方法の一つ目として、文字起こし、議事録の作成、文章要約等といった、自治体内で部局共通での利用が多く見られている。生成 AI を導入済みの自治体からは、こうした利用により一定の定量的な効果が得られていることも報告されているところである。幅広い部局における多くの職員の潜在的なニーズが見込まれることから、優良事例を庁内で広く展開するのが効果的であり、全国的な共有も進めていくのが望ましい。

＜生成 AI のユースケース例①＞

汎用的利用	会議録作成業務に、 生成 AI を搭載した文字起こしツール を利用
	従来型 AI による文字起こしツールに生成 AI による要約を組み合わせることで議事概要を作成
	「議会の会議録」、「例規集」、「市の広報」を参照させ、答弁案や企画部門における事業概要の作成等、幅広い領域での文書生成に活用
業務システムのコード生成	電子申請システムをカスタマイズするための JavaScript のコードや、村内調査の結果をグラフ化するための Python コード作成にも活用
	生成 AI で作成したソースコードを活用し、固定資産税の課税基準となる土地の用途を衛星画像から従来型 AI で判別するシステムを内製化
市民向けチャットボット等	市民向けの 孤独・孤立の悩み相談サービス を展開（生成 AI が 24 時間相談対応 ）
	市民向け応答サービス （市民からの質問に、生成 AI が市 WEB サイト等の情報を基に回答を返すサービス）を導入予定

- 仮に、生成 AI の出力結果に不正確な点が含まれたとしても、例えば、外国人向けの案内の翻訳などは、作成しないよりも、生成 AI の出力結果であること及び誤りが含まれる可能性があることを明示した上で公開する方が、住民の利便性が向上する。その上で、公開後に、住民からの指摘等により誤りがあったことが判明した場合には修正を柔軟に行う姿勢が求められている。
- また、上記のユースケース例にないものとして、例えば、カスタマーハラスメント対策では、民間企業は積極的に生成 AI を活用し、業務効率化と従業員の心理的負担の軽減を実現している。自治体においても民間企業の活用例を参考にしながら活用方策を検討することが有用である。

（２）部局の個別の業務における利用

【参考資料８】

- 生成 AI の利用方法の二つ目としては、生成 AI の出力結果の精度を上げることで、部

局の個別の業務に利用することが考えられる。実際の利用事例として、例えば、仕様書作成に特化した生成 AI 搭載のアプリが見受けられ、自治体における個別の業務の特性に合致した生成 AI を利用することで更なる効率化が図られることが期待される。

- こうした利用を進めるに当たっては、必要なセキュリティ対策を講じつつ、自治体がこれまで蓄積してきた業務関連データを生成 AI が参照しながら回答することで、回答の精度を高められると指摘されている。このような仕組み（RAG）は生成 AI の活用を効果的に進める上で有効とされている。なお、RAG の利用料金は、一般的なクラウドサービスにおいて低額で提供される事例がみられる。調達に当たっては、複数事業者からの見積を取得し、価格の妥当性やサービス内容の比較検討を行うことが重要である。
- 多くの自治体での活用が進むよう、その仕組みを構築するノウハウの横展開が重要である。また、今後、RAG の利用が前提となった場合、各府省庁は積極的に自治体に対する通知等を公表し、どの制度に紐づく通知等であるかが分かるように集約していくこと、また、公表の有無にかかわらず、機械可読な状態とすることで、更なる精度の向上や情報を活用する自治体側の作業の負担の軽減を図ることができる。
- 本ワーキンググループにおいては、庁内向けの文書、マニュアル等を生成 AI に学習させることで、旅費事務や会計事務といった庁内事務において有効に活用されているという旨が報告されている。こうした技術を、法令事務などの他の庁内事務に加え、住民向け業務においても活用することができれば、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足を補うことにつながることを期待される。

＜生成 AI のユースケース例②＞

職員向け Q&A 等 (RAG を活用)	森林法や林野庁通知を学習させ、許認可業務に関する問い合わせ対応へ活用
	職員の会計処理や休日の取り方などの質問に対応する庁内チャットボットの構築を検証 ※ R6 年度に実証実験
	市長答弁に生成 AI が作成した文章を活用（答弁の半分程度に生成 AI が作成した文章を採用）
	庁内の数多くのマニュアルや例規等の中から必要な情報を探す作業を生成 AI で効率化を検証 ※ R6 年度に実証実験

	生成 AI の学習用データとして例規集や会計事務マニュアル等を読み込ませ、 会計事務に関する庁内からの問い合わせ対応へ活用
相談記録の作成等に活用	福祉相談の相談記録表作成業務 において、個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等をマスキングし、生成 AI に入力しないようにした上で、対面・電話による 相談内容の要約 などに活用
その他	専用アプリを使って、 システム調達仕様書案の作成 などに活用

（３）従来型 AI など

【参考資料9】

- 従来型 AI（機械学習やルールベースのシステムによる自動化技術などを想定）や RPA であっても、自治体の業務効率化や行政の質の向上につながることは、これまでの活用事例から明らかである。

具体的には、

- ・橋梁の点検における損傷の検知及び定量的な評価による診断補助のため、ドローンの撮影した映像を AI により分析

- ・RPA・AI-OCR による反復的な入力・データ化作業事務の効率化

等の事例が確認されているところであるが、総務省としても、引き続きこうした優良事例を紹介し、各自治体での導入を促進することが重要である。

3 留意事項

- AI は業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を進めていく必要があるが、一方で利用に当たっては、組織の責任体制の構築、要機密情報の取扱い、人材の確保・育成など留意すべき点が多い。こうした留意点を整理し自治体に示すことで、AI の利用が進む環境を整えていくことが重要である。

（１）ガバナンス確保のための体制構築

【参考資料10】

- 「自治体 DX・情報化推進概要」（令和 6 年 4 月 1 日現在）によると、自治体の CIO は首長・副知事・副市区町村長が多く、CIO 補佐官は外部デジタル人材の活用が進んでいる。

- CIO 等については都道府県で 41 団体、市区町村で 1,083 団体が任命している。
- CIO 補佐官等については都道府県で 27 団体、市区町村で 569 団体が任命している。

- 今般、国は、政府ガイドラインに基づき、各府省庁に CAIO を設置し、AI の利活用・リスク管理のガバナンス体制を明確化している。自治体においても、AI の利活用・リスク管理における責任者を明確にする必要がある。自治体に CAIO を設置する場合、組織全体の責任者という位置づけであるため、CIO と CAIO が兼務となることが多いと考えられる。¹⁰
- 自治体に CAIO を置く場合、自治体によっては、専門的知見よりも組織内の調整や責任者という点を重視することも考えられる。そのようなことを踏まえると、CIO に対する CIO 補佐官のように、CAIO のマネジメントを専門的な知見から補佐する人材（CAIO 補佐官）の設置が考えられる。現在、自治体において CIO 補佐官が設置され、情報政策全般に関する助言・支援を担っているが、AI に関する専門的知見や実務経験を必ずしも有しているとは限らないため、その場合はその者とは別に新たに CAIO 補佐官を設置していく必要があると考えられる。AI に関する専門的知見が必要となる観点からは、一部の大都市を除けば人材確保が困難と見込まれるため、共同設置による複数団体での CAIO 補佐官の確保や、都道府県が確保した専門人材を CAIO 補佐官として市区町村へ派遣すること等が考えられる。
- このように、外部の専門的知見の活用と、それをいかに確保していくかが重要であること

¹⁰ 一般に DX の立案・実行における組織のマネジメントの中核を担う責任者は CIO

（Chief Information Officer）と呼ばれるが、政府における定義は以下のとおりである。

○デジタル統括責任者（旧：府省 CIO）は、「当該組織における総合的・計画的な行政デジタル化の推進を統括する責任者のこと。」（デジタル社会推進標準ガイドラインの「[DS-130 標準ガイドライン群用語集](#)」）

○AI 統括責任者（CAIO）は、「当該組織における総合的・計画的な行政デジタル化の推進を統括する責任者であるデジタル統括責任者の役割のうち、AI 分野に係る役割を担う。」（デジタル社会推進標準ガイドラインの「[DS-920- 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン](#)」）

なお、自治体においては CDO（Chief Digital Officer、最高デジタル責任者）など異なる名称を用いた役職を設けていることがある。

から、政府において設置される「先進的 AI 利活用アドバイザリーボード」と歩調をあわせて、専門的知見を有する第三者による相談機能の強化を図ることが求められる。

（２）要機密情報の取扱い

【参考資料11】

①全般（自治体機密性 2、3C・3B）

- 「[地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン](#)」では、政府機関における対応と整合性を持たせ、
 - ・自治体機密性 2 の情報をパブリッククラウドサービスで扱う場合は、アクセス制御、機密性保護のための暗号化等の対策（同ガイドラインの対策基準 8.3 外部サービス（クラウドサービス）の利用（自治体機密性 2 以上の情報を取り扱う場合））の実施を求めている
 - ・自治体機密性 3C・3B の情報をパブリッククラウドサービスで扱う場合は、アクセス制御、機密性保護のための暗号化等の対策（同ガイドラインの対策基準 8.3 外部サービス（クラウドサービス）の利用（自治体機密性 2 以上の情報を取り扱う場合））の実施を求めた上で、ISMAP 登録サービスであれば利用可とされているという趣旨の内容が記載されている（ただし、画一的な約款等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスでは自治体機密性 2 以上の情報を取り扱うことはできないとされている）。
- 加えて、前述の政府ガイドラインでも触れられているとおり、生成 AI 特有の配慮事項として、入力した要機密情報を学習させない仕組み（オプトアウトの徹底）が重要である。また、自治体は利用するサービスの責任範囲を利用前に整理し、サービスを利用する際のリスクの対応について、十分に検討する必要がある。
- また、令和 7 年 2 月 3 日に個人情報保護委員会事務局から「[DeepSeek に関する情報提供](#)」がなされ、DeepSeek 社が提供する生成 AI サービスを利用する場合、データが中華人民共和国に所在するサーバに保存され、中華人民共和国の法令が適用される点の情報提供が行われた。例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令等が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることに注意する必要がある。

- 現在、個人情報保護法の改正等、国におけるルール整備に係る議論が進められているところであり、その動向を注視しながら対応していくべきである。

②自治体機密性 3C・3B のうち個人情報に係るもの

- 本ワーキンググループでは、適切なリスク対策を講じた上で、個人情報も生成 AI に入力することにより、自治体の業務効率化を図るのが望ましいという意見が挙げられた。
- 自治体の業務は住民の個人情報を扱うことが多く、丁寧かつ慎重な取扱いが求められることは当然のことである。しかし、個人情報保護法上の提供元基準¹¹の下で、扱う情報が個人情報に該当するデータであるからといって、生成 AI の利用を全て否定することは、職員の業務効率化や住民サービスの向上にとって必ずしもプラスとならない。
- 例えば、本ワーキンググループにおいては、個人の特定がなされないよう、個人情報に該当する情報を削除又はマスキングを行った上で生成 AI を用いて文章の要約を作成するという工夫を行っている事例が紹介された。また、福祉業務における訪問調査の際に、音声データの文字起こし、要約や所定の様式への入力など、個人情報を含むデータを生成 AI で処理する実証を行う自治体の事例も紹介された。この実証においては、ISMAP 登録サービス内での生成 AI による処理や単一のデータセンターに保存された情報からでは元の情報に完全に復号できない状態で複数のデータセンターに保存される分散管理の技術的手法など、当該団体の情報セキュリティポリシーとの関係に留意しながら、実装に

¹¹ 「提供元基準」とは、「[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱](#)」（令和元年 12 月 13 日 個人情報保護委員会）において、以下のとおり説明されている。

- 個人情報保護法は、それぞれの個人情報取扱事業者が個人情報を適切に取り扱うことを求めている。このため、外部に提供する際、提供する部分単独では個人情報を成していても、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、提供元に対して、個人情報としての管理の下で適切に提供することを求めている。
- これは、提供先で個人情報として認識できないとしても、個人情報を取得した事業者は、一義的に、本人の権利利益を保護する義務を課すという基本的発想から、提供元において、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求めるものである（一般に「提供元基準」と呼ばれている。）。

向けて個人情報の取扱い、業務効率化の効果やセキュリティ上の安全性の確保の検証、検討を行うということであった。

- これらの取組は、個人情報の適切な取扱いと職員の負担軽減、費用面からの実現性など、様々な課題をクリアしようと挑戦するものであると言える。個人情報を含むデータを生成 AI で取り扱う際にどのような仕組みや環境を構築すべきかについては、最適解は将来に向けて変わりうるものであり、国においては、こうした事例に対する助言に努めるとともに、他の自治体の参考にできるようになった段階で、留意した点や工夫した点とあわせ、紹介していくべきである。

個人情報を含むデータを取り扱う際に留意すべき事項

- 各団体の情報セキュリティポリシーとの関係（例：業務に関わるシステム全体を通じて ISMAP 登録されたものなどセキュリティ対策が講じられているものであるか、サービス提供事業者の所在国やサーバの設置場所などを踏まえた国の法令が適用されるか確認されているかなど）
- 個人情報保護法との関係（例：利用目的のための必要最小限の利用又は提供に留まっているか、生成 AI への入力それ自体で特定の個人が識別されるか、個人情報保護法上本人同意が必要な取扱いかなど）
- 生成 AI 特有のリスクとの関係（例：学習データとならない仕様か、生成 AI エンジンへ送られたデータの扱いなど）

- また、住民や議会の間にも、生成 AI への個人情報の入力に対する不安の声も存在する。自治体は、生成 AI の利用に当たり、どの業務で、どのような個人情報を入力するのか、またその結果として、どのように住民サービスの質の向上につながるのかを、丁寧に説明していく姿勢が求められる。
- そして、自治体は個人情報の取扱いに係るリスクを適切に管理しながら業務効率化を図るために、技術の進展や国の検討状況を踏まえ、自団体の情報セキュリティポリシーの見直しを含めた対応を検討することが望まれる。

③その他の情報セキュリティ

- 国と自治体のネットワークが接続され、多くの情報がやり取りされている現状を踏まえると、国においては、上述の要機密情報の取扱いに限らず、政府と整合性のとれた情報セキュリティ対策を行うよう自治体に促す必要がある。
- 現状、自治体における AI 利用はクラウドサービスが中心となっているが、利用目的や利用手法によってはオンプレミス¹²環境などが選択される場合も考えられるため、クラウドサービス以外の利用可能性にも留意する必要がある。
- オフライン状態の端末内で動作する AI を利用することも考えられるが、その際には、端末に保存されるデータの取扱いに特に注意が必要である。データが外部サーバに送信されることはないが、端末自体の盗難や紛失及び端末内への不正アクセスのリスクにさらされる可能性があるため、これらへのセキュリティ対策が重要となる。

（３）人材育成

【参考資料12】

- 自治体が AI を導入するためには、首長や幹部職員の理解醸成が重要である。首長の強いコミットメントに加え、人材育成・人事担当部局と DX 推進担当部局との緊密な連携の下で、全庁的に AI を利用可能な組織を目指すべきである。
- また、専門人材と一般の職員の橋渡しを行う DX 推進リーダーと呼ばれる職員も重要である。このような職員の育成に当たっては、特に小規模団体が自前で育成することは大きな負担となることから、都道府県と市町村が連携した DX 推進体制における合同研修等に取り組むとともに、自治大学校や市町村アカデミー、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）といった外部機関における研修を活用していくことが有効である。
- 加えて、自治体が AI を導入した後は、実際に利用する職員を増やすことが重要である。即時利用可能なプロンプト集、職員のレベル別の研修などに取り組むのが有効である

¹² 「オンプレミス」とは、発注者が自ら情報システムに必要な機器（サーバ、ネットワーク、ソフトウェア製品等）を調達し、情報システムの運用を行うことを指す。

と考えられる。なお、AI に過度に依存することで、職員の文章作成・読解能力や企画立案能力の向上が妨げられることがないように職員の能力向上にも努める必要がある。職員が自らの力で文章作成・読解や企画立案ができる能力がなければ、AI の出力結果を評価できない点を踏まえ、研修内容を検討すべきである。

- あわせて、情報セキュリティインシデントを防ぐために、職員の基礎的なリテラシーの向上を図ることも重要である。例えば、私用デバイスへ私的にインストールした生成 AI に職務上知り得た個人情報を入力してはいけないといった基本事項を、全職員に周知していく必要がある。
- こうした取組と合わせ、自治体において AI の利用を進めるに当たり、外部の人材や教育機関と連携していくことも有効である。例えば、地元の高等専門学校生や大学生、大学院生など若い人材にも関わってもらうことで、自治体側からすると、専門的な分析だけでなく、新たな視点からの利活用の提案を受けることができ、学生側にとっても、実社会との接点を有することで自分の住む地域への関心を高めることができるなど、地域の活性化にもつながることも期待できる。¹³

第3章 国による支援の方向性

- 国が自治体に対して AI 導入・利活用を支援することは、自治体の業務効率化や行政の質の向上のために重要である。一方で、自治体ごとに置かれた環境や課題が多様であることを踏まえ、各自治体の状況やニーズを十分に踏まえた上で、自治体の取組の多様性を尊重する姿勢が、国による支援に当たっての前提となる。その上で、本報告書における具体的な支援の方向性を検討したところである。

1 自治体向けガイドラインの策定等

【参考資料13】

- 生成 AI を利用する自治体が増加する一方で、指定都市を除く市区町村の約半数においては利用が進んでいない。また、一部の先行自治体においては、独自の条例制定

¹³ 総務省が実施した令和6年度自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト（令和6年度補正予算事業）の選定団体（山口県宇部市）においては、地元高等専門学校の協力を得て、生成 AI を用いた窓口データの分析を行う事例もある。【参考資料14】

等のルール整備にも取り組まれている一方で、生成 AI 利用におけるガイドラインを策定していない団体が 1,004 団体にのぼる状況にある。

こうした現状を踏まえれば、自治体が業務効率化と行政の質の向上を目指して生成 AI を十分に利用できるよう後押しするため、第 2 章で示した自治体における生成 AI の利用方法や利用における留意点を中心に、総務省において、自治体向けのガイドラインを策定することが必要と考えられる。また、AI 関連技術は日々急速に発展し、様々な課題が新たに生じてくることも想定されるため、必要に応じ、同ガイドラインを見直すことが考えられる。

- 現在、総務省においては、「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」を策定・公表しており、同ガイドブックにおいて、冒頭（第 1 章）に AI とは何か、また、自治体への AI 導入について、AI 導入が求められる背景や、AI 導入のメリット等が記載されている。そこで、ここに新たに柱建てを追加する形で、生成 AI の利用方法や利用における留意事項等の記述を追加し、別添として自治体が作成する生成 AI 利活用ガイドラインのひな形を掲載することが現実的と考える。
- その際、デジタル庁が策定・公表した政府ガイドラインとの整合性が求められるが、より自治体の利用に即したものとなるよう、第 2 章で論点となった事項を中心に、
 - ・生成 AI の利用方法とその効果を実感できるよう、部局共通での利用、部局の個別の業務における利用、各々について可能な限り多くの事例を解説しながら、利用に当たってのノウハウや留意すべき点を掲げること
 - ・要機密情報・個人情報の扱いについては、自治体の現場において、流出リスクの懸念等から安全を重視した運用となり、活用範囲が狭くなりがちであることから、萎縮せず安心して活用できるものとなるよう、先行自治体における実際のユースケースの紹介を通じ、留意すべきポイントがどこなのかを具体的に実感できるようなものとする等に留意し、DX、AI の初任者が参照しやすく、安心して取り組めるようなものとなるよう、可能な限り平易なかみ砕いた表現とすべきである。

2 ユースケース等の横展開

- ユースケースを横展開するに当たっては、1 において言及したとおりガイドラインにおいて示すものと同様に、可能な限り多くの具体例を取り上げ、自治体がその効果や導入に当たっての留意点、課題及び技術上の工夫を実感しやすい内容とすることが必要である。

具体的には、いずれも総務省が示している、

- ・「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」の〈別冊付録〉として示している「先行団体における生成 AI 導入事例集」
- ・「自治体 DX 推進参考事例集」
- ・「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」

等の掲載事例を拡充しながら、周知していくのが適切ではないか。

- 特に、1 においてガイドラインについても言及したとおり、AI において要機密情報を取り扱う場合の事例については、法令や各種ガイドライン、各自治体において定めている情報セキュリティポリシーとの関係等でどこに留意したか、そうした情報を安心・安全に取り扱うためにどういった工夫・対策を講じたか、というポイントがわかるようなものとすべきである。

3 国における取扱いの情報提供

- 国においては、AI の制度、利活用、リスク管理、サイバーセキュリティ等に高度な知見を有する有識者等からなる先進的 AI 利活用アドバイザリーボードを設置し、高リスク AI に関する助言等を行うことにより、各府省庁の取組を後押ししようとしているが、そうした助言等は、自治体における AI 利用を進める上でも参考にすべき有益な情報となると考えられる。

- そこで、総務省においては、国の先進的 AI 利活用アドバイザリーボードなど、国の政府ガイドラインの運用を行う中で得られた情報やノウハウについて、自治体の AI 利用において役立つものを提供していく等、適切な連携体制を築いていくことが望ましい。

- また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、
 - ・「地方公共団体が AI を活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、政府や地方公共団体と民間事業者との協業を加速させ、地方公共団体が利用しやすい AI サービスの開発を推進」
 - ・「特に小規模な地方公共団体が AI 学習用のデータセットや品質ルール等を独自に整備等することは負担が大きいと考えられるため、（中略）安全・安心な AI の利活用環境や内部開発が可能な環境を希望する地方公共団体に提供」等と盛り込まれているところであり、国による AI の利活用環境の提供に期待したい。また、国が自治体への AI の利活用環境を提供していくに当たっては、例えば、利活用環境の

構築段階からパイロット的に自治体が参画するなど、各自治体の規模や状況に応じたニーズを把握し、これを反映していくことが望まれる。また、AI の利活用環境の提供開始後も自治体の意見を継続的に収集し、利活用環境の改善に反映していくことが望まれる。その際、特に小規模自治体における AI 導入の負担軽減や国・都道府県による技術・運用支援などを併せて検討することが重要である。

- その他、自律的に問題解決やタスク実行を行う AI エージェントの登場など AI 関連技術は日々急速に発展し、様々な課題が新たに生じてくることも想定されるため、国における AI 活用に関する考え方や取組について、適時適切に情報収集を行い、総務省においては引き続き自治体が専門知識を持つ有識者の助言を受けられる仕組みを構築するとともに、自治体に情報提供・助言を行えるように努めるべきである。

おわりに

- AI を含めたデジタル技術は日進月歩で進化しており、自治体は「今」現在の課題対応に追われている日々の中、「将来」を見据えた柔軟な対応が求められている。特に、AI の利用によって行政サービスの効率化や業務の自動化が進む一方で、住民一人一人のニーズに寄り添った対応がこれまで以上に重要になっていく。
- デジタル化が不可逆的に進む一方で、近年は地域イベントを通じた人と人との「顔の見える関係」が再び注目されている。テクノロジーが進化するほど、地域社会における人間的なつながりの価値が再認識されていると言えるだろう。
- 自治体は住民に最も近い行政機関であり、AI を活用した持続可能で効率的な行政サービスの提供体制を構築することが期待される。同時に、効率や合理性だけでは議論できない分野もあり、地域コミュニティの情緒的なつながりを深める施策や、地域振興に資する取組にも自治体が積極的に関与し、テクノロジーと人間性の両立を図ることが重要ではないだろうか。本報告書が、その一助となることを期待する。

自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ報告書（概要）

○ 人口減少下において、自治体における人手不足等の資源制約が深刻化の中で、持続可能な形で行政サービスを提供する観点から、自治体の業務効率化や行政の質の向上のための自治体におけるAI*1の利用に関し、具体的な利用の方策や留意事項等について幅広く議論を行った。

1. ワーキンググループの背景等

*1：本WG報告書では、「AI」は「生成AIを含めたAI技術全般」を、「生成AI」は「生成AI技術」を、「従来型AI」は「生成AI以外のAI技術」を指す。

- 自治体においては、R6年末時点で生成AIを「導入済」、「実証実験中」及び「導入検討中（導入予定あり）」の団体は過半数となり、「人材不足」「正確性への懸念」等の生成AIの導入・運用に当たっての課題が明らかになってきている。
- 国においては、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」や「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」に基づき、AIのガバナンス・推進体制の構築に取り組むことで、生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めている。

2. 基本的な考え方や利用方法

- 生成AIは、知識やスキルを必要とすると作業が可能であり、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事の質とスピードを大幅に高め、飛躍的な業務効率化が期待される。
- 利用に当たっては、生成AIの出力結果には誤りが含まれうるといったリスク等にも十分留意した上での柔軟な姿勢が求められる。
ex) 生成物を人が必ず確認するルールの設定
生成AIの出力結果であること等を明示した上で公開 等
- 部局共通での利用だけでなく、生成AIの出力結果の精度を上げ、部局の個別の業務での利用を進め、専門人材の不在やベテラン職員の退職によるノウハウの不足の補完を期待。
- 従来型AIについても、引き続き、自治体での導入促進が重要。

4. 国による支援の方向性

- (1) 自治体向けガイドラインの策定等
 - R6年末時点で生成AI利用におけるガイドラインを未策定の団体は1,004団体にのぼる。「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」を更新し、生成AIの利用方法や利用における留意事項等の記述を追加し、自治体が作成するガイドラインのひな形として示すことが必要。
- (2) ユースケース等の横展開
 - 自治体が効果や導入に当たっての留意点を実感しやすくなるよう、「自治体DX推進参考事例集」等の掲載事例を拡充・周知すべき。
- (3) 国における取扱いの情報提供
 - 国の先進的AI利活用アドバイザリーボードの運用で得られた情報など、総務省が自治体のAI利用において役立つものを提供すべき。
 - 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に盛り込まれた国によるAIの利活用環境の提供に当たっては、自治体への継続的な意見聴取が望ましい。

3. 留意事項

- (1) ガバナンス確保のための体制構築
 - AIの利活用・リスク管理における責任者の明確化は必要。国同様に、自治体にもCAIOの設置が考えられる。CAIOを専門的な知見から補佐するCAIO補佐官は、共同設置での確保等が考えられる。
- (2) 要機密情報*2の取扱い
 - 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえた上で、要機密情報の入力時に生成AI特有の配慮事項として学習させない仕組みが重要。法改正等、国の動向を踏まえた対応が必要。
- (3) 人材育成
 - 首長や幹部職員の理解醸成、専門人材と一般の職員の橋渡しを行う職員(DX推進リーダー)、外部機関における研修、職員の基礎的リテラシー向上、外部人材や教育機関との連携等が重要。

*2：「要機密情報」は、同ガイドラインで、自治体機密性2以上に分類される情報。

参考資料 目次

参考資料 1	ワーキンググループ開催要綱、構成員名簿	2 5
参考資料 2	ワーキンググループ開催実績	2 7
参考資料 3	地方自治体における AI・RPA の実証実験・導入状況等調査	2 8
参考資料 4	AI に関係する条約、法律	3 1
参考資料 5	AI 事業者ガイドライン	3 2
参考資料 6	行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン	3 3
参考資料 7	生成 AI の導入状況についての自治体ヒアリング結果	3 5
参考資料 8	RAG を利用した事例や仕様書作成に特化した AI の事例	3 8
参考資料 9	地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況など	4 1
参考資料 1 0	CIO 及び CIO 補佐官等の任命状況など	4 3
参考資料 1 1	自治体における機密性分類と生成 AI の業務利用に関する留意点など	4 4
参考資料 1 2	人材育成・確保基本方針策定指針の概要（デジタル人材関係部分）	4 6
参考資料 1 3	自治体における AI 活用・導入ガイドブック改定のイメージなど	4 7
参考資料 1 4	自治体と地元の高等専門学校の協力事例	4 8

「自治体における A I の利用に関するワーキンググループ」 開催要綱

1. 開催趣旨

人口減少下において、自治体における人手不足等の資源制約が深刻化する中で、持続可能な形で行政サービスを提供する観点から、自治体の業務効率化や行政の質の向上のための自治体における A I の利用に関し、具体的な利用の方策や留意事項等について幅広く議論を行うことを目的として、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に自治体における A I の利用に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

2. 構成員

WGは、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- （１）WGに、座長を置く。
- （２）座長は、会務を総理する。
- （３）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- （１）座長は、WGを招集し、主宰する。
- （２）座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （３）WGは、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則として非公開とし、WG終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
- （４）WG終了後、議事概要を作成し、公開する。

5. その他

- （１）WGの庶務は、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室において処理する。
- （２）本要綱に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。

自治体におけるＡＩの利用に関するワーキンググループ

構成員名簿

(座長)

須 藤 修 中央大学国際情報学部 教授、中央大学ＥＬＳＩセンター 所長

(構成員)

板 倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

大 竹 清 敬 国立研究開発法人 情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所 データ駆動知能システム研究センター 研究センター長

尾 田 広 樹 神戸市企画調整局デジタル戦略部課長（情報政策担当）

（令和７年３月３１日まで）

箱 丸 智 史 神戸市企画調整局デジタル戦略部課長（ＩＣＴ業務改革担当）

（令和７年４月１日から）

北 村 卓 司 香川県政策部デジタル戦略総室情報システム課長

喜連川 優 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 機構長、
東京大学 特別教授

成 原 慧 九州大学法学研究院・法学部 准教授

堀之内 悦 子 別府市情報政策課デジタルファースト推進室長

藪 内 伸 彦 田原本町総務部総務課ＩＣＴ推進室主幹（令和７年３月３１日まで）

越 智 祥 浩 田原本町総務部参事ＩＣＴ推進室長事務取扱（令和７年４月１日から）

横 田 明 美 明治大学法学部 専任教授

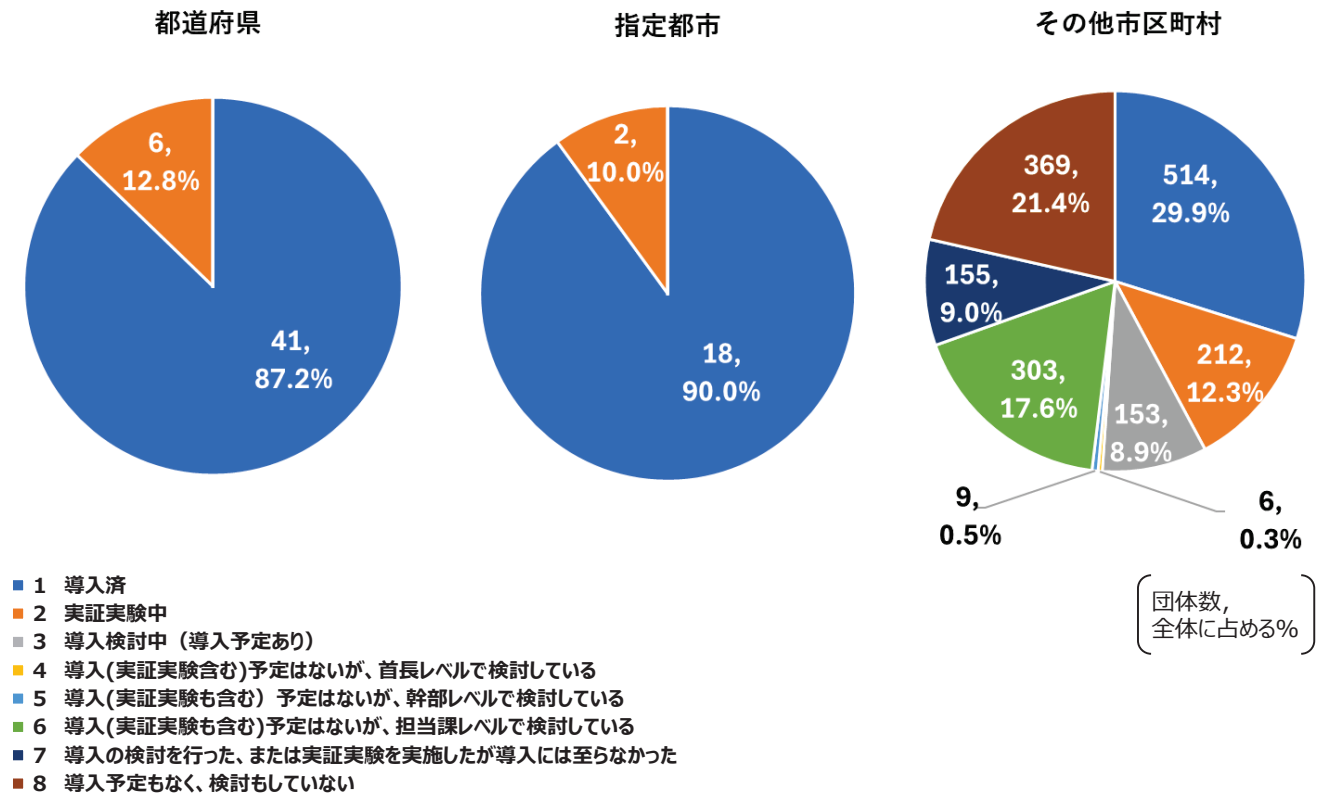
(オブザーバー)

全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、デジタル庁

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ 開催実績

- 令和 7 年 1 月 23 日 第 1 回ワーキンググループ
 - ・意見交換
- 令和 7 年 3 月 5 日 第 2 回ワーキンググループ
 - ・自治体における利用の状況について
- 令和 7 年 4 月 18 日 第 3 回ワーキンググループ
 - ・政府の動向を踏まえた、自治体における対応に関する論点について
- 令和 7 年 5 月 16 日 第 4 回ワーキンググループ
 - ・要機密情報・個人情報の取扱いに係る議論から考えられる論点
- 令和 7 年 6 月 20 日 第 5 回ワーキンググループ
 - ・報告書骨子案について
- 令和 7 年 7 月 23 日 第 6 回ワーキンググループ
 - ・自治体における AI の利用に関するワーキンググループ報告書(案)について

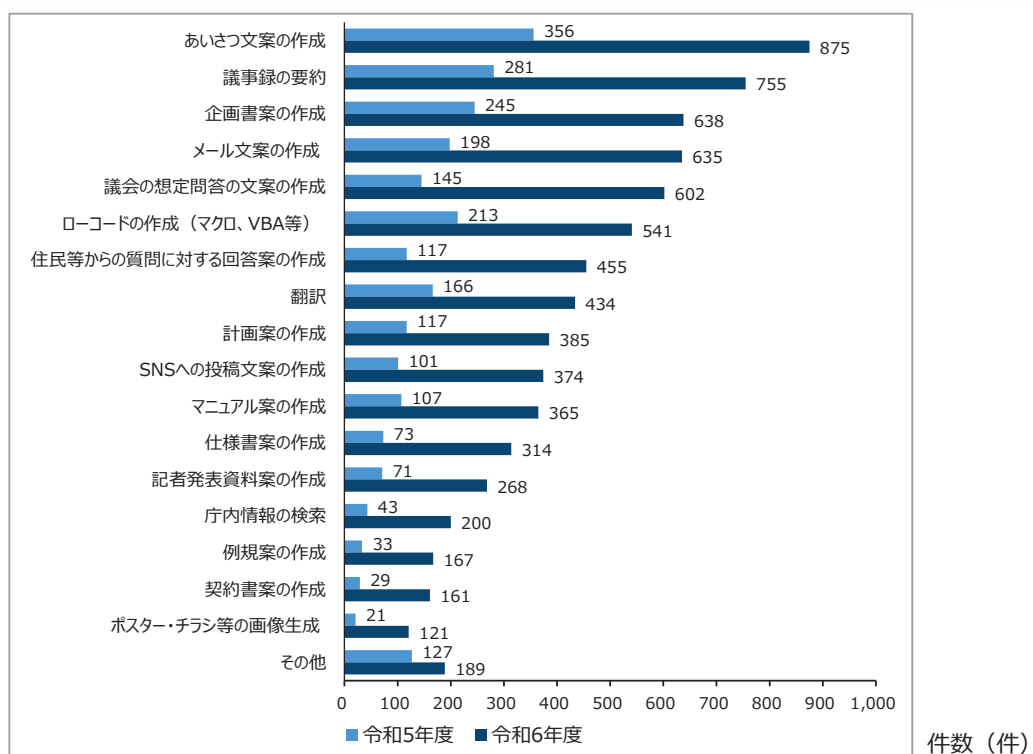
- 生成AIを導入済みの団体は、都道府県で87.2%、指定都市で90.0%、その他の市区町村で29.9%となった。



総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

自治体において導入している（実証実験も含む）生成AIの具体的な活用事例

- 生成AIの活用事例は、回答の多い順に「あいさつ文案の作成」、「議事録の要約」、「企画書案の作成」、「メール文案の作成」となった。



※ 回答があった各自治体からの複数回答をとりまとめたもの。

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和5年度12月31日現在）
総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

自治体における生成AIの導入効果

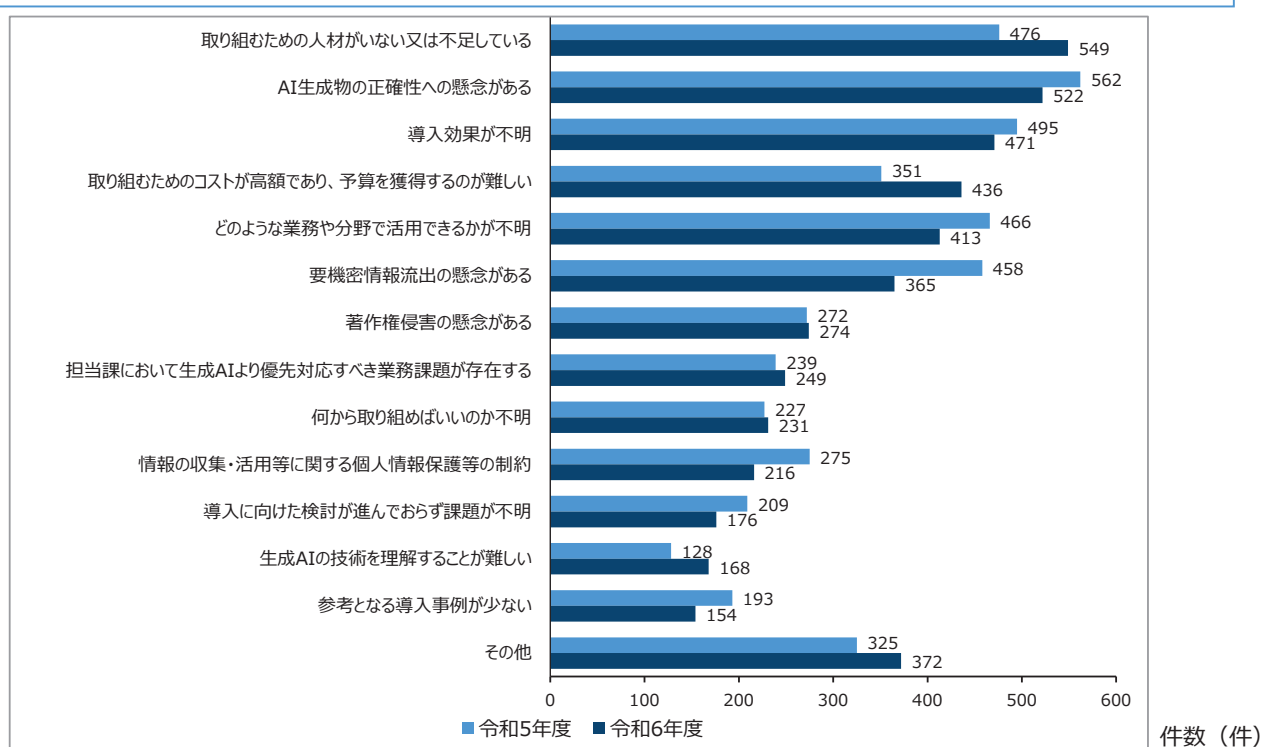
- 生成AIの導入効果として、活用事例の多い「議事録」で1,000時間を超える業務削減効果があったほか、ポスター・チラシ等の画像生成、ローコードの作成など各種活用事例で効果が出ている様子が見受けられた。

活用事例	導入効果	人口規模
議事録の要約	会議録作成において音声からの文字起こし、要約時間を2800時間から1400時間に50%削減できる見込み	4.7万人
計画案の作成 企画書案の作成	企画書・計画書案作成業務の文章作成作業において、一件当たり、1.5時間（約30%）削減	1.8万人
議会の想定問答の文案の作成	議会の答弁書案の修正において、分かりにくい文章について、意図を変えずに新たな文章を作成してもらうことで、修正作業が容易にできた。 想定問答の案を複数提案させた。 5時間の削減×年間質問50件＝250時間	5.7万人
ポスター・チラシ等の画像生成	チラシ等の作成業務の作成の作業において、年間48,333時間を削減（97%減）	10.4万人
ローコードの作成 （マクロ、VBA等）	コード生成による業務時間短縮の実績 775.35時間	9.4万人

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

生成AIの導入における課題

- 生成AIの導入における課題は、回答の多い順に「取り組むための人材がいらない又は不足している」、「AI生成物の正確性への懸念がある」、「導入効果が不明」となった。

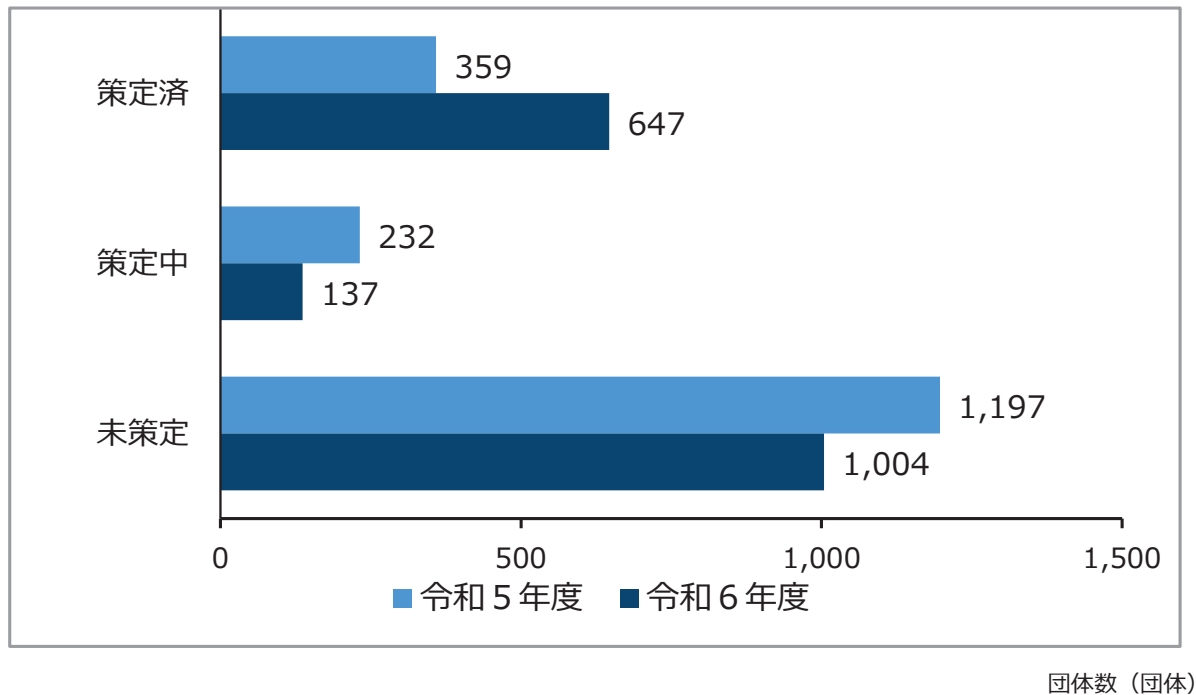


※ 回答があった各自治体からの複数回答をとりまとめたもの。

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和5年度12月31日現在）
総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和6年度12月31日現在）

生成A I 利用におけるガイドライン策定状況

- 生成AI利用におけるガイドライン策定状況は、「策定済」が647団体であったものの、「未策定」が1,004団体と最も多かった。



※回答があった各自治体からの複数回答をとりまとめたもの。

総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるA I・R P Aの実証実験・導入状況等調査」(令和5年度12月31日現在)
総務省情報流通行政局地域通信振興課「地方自治体におけるA I・R P Aの実証実験・導入状況等調査」(令和6年度12月31日現在)



人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約(仮称)



「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約の署名」
(外務省 報道発表資料 概要PDF)

参考資料 4

2025年6月

外務省欧州局政策課

背景

- 2022年4月、欧州評議会の人工知能(AI)に関する委員会において、交渉開始。我が国もオブザーバー国として交渉に参加。
- 2024年5月、欧州評議会閣僚委員会において採択された後、2024年9月から署名開放。
- 2025年2月、我が国及び加はAIアクション・サミット(於:パリ)の機会に署名。2025年6月時点、我が国のほか、14か国(アンドラ、加、ジョージア、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、ウクライナ、英、米)及びEUが署名済。

(注) 欧州評議会は、1949年に設立された、人権、民主主義及び法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。

主な内容

- **目的:** AIシステムのライフサイクルにおける活動(AI活動)が人権、民主主義及び法の支配に合致することを確保する。
- **適用範囲:** 公的機関(代行する民間の者も含む。)のAI活動に適用。その他民間のAI活動による危険性・影響には、条約の規定の適用又はその他の適切な措置のいずれかにより対処(選択した対処の内容は宣言で明示)。国防に関する事項は対象外。
- **AI活動に関する原則:** 人間の尊厳、透明性、監督、責任、平等、無差別、プライバシー・個人情報の保護、信頼性、安全なイノベーション等。
- **危険性・影響評価:** AI活動から生じる人権、民主主義及び法の支配に関する危険性・影響の特定、評価、防止、緩和のための措置を危険性に応じて採用又は維持。
- **人権侵害への実効的な救済:** AIシステムの関連情報の記録、権限のある当局への申立の確保。
- **国際協力:** 条約の目的の実現のための協力、有益な関連情報の交換、人権等に対する危険性防止のための協力。
- **監督の仕組み:** 義務遵守の監督のため、独自かつ公平に役割を果たし、必要な権限・専門知識・資源を備えた仕組みを設置又は指定。

効力の発生

本条約は、5の署名国(欧州評議会の加盟国の少なくとも3か国を含むことを要する。)が、この条約に拘束されることに同意する旨を表明(締結)した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。現時点で未発効。

(注) 条約の効力発生後に、締結した署名国については、締結した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力が生ずる。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(AI法)の概要

内閣府HP

人工知能関連技術の研究開発及び
活用の推進に関する法律(AI法)
「概要」を加工

成立: 令和7年5月28日

施行: 令和7年6月4日(一部の規定を除く)

日本のAI開発・活用は遅れている。

多くの国民がAIに対して不安。

法律の必要性

イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。

法律の概要	目的	国民生活の向上、国民経済の発展
	基本理念	経済社会及び安全保障上重要 → 研究開発力の保持、国際競争力の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用のため透明性の確保等 国際協力において主導的役割
	AI戦略本部	本部長: 内閣総理大臣 構成員: 全ての国務大臣 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
	AI基本計画	研究開発・活用の推進のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等
	基本的施策	研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進 人材確保、教育振興 国際的な規範策定への参画 適正性のための国際規範に即した指針の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者等への指導・助言・情報提供
	責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない
	附則	見直し規定(必要な場合は所要の措置)

世界のモデルとなる法制度を構築

国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。

1. AI事業者ガイドラインの令和6年度の更新論点と更新方針

参考資料 5

第30回AIネットワーク社会推進会議・
第26回AIガバナンス検討会合同会議資料
(令和7年3月7日)

- ・ 構成員・委員・事業者等からのご意見を踏まえ、令和6年度の更新の論点と更新方針を以下に整理

令和6年度更新論点及び更新方針 一覧

総務省検討会：AIネットワーク社会推進会議・AIガバナンス検討会
経産省検討会：AI事業者ガイドライン検討会

#	更新論点	主なご意見	更新方針
1	AIによるリスクの洗い出し・分類	総務省検討会	リスクの追加・分類・マッピング ✓ AIによる新たなリスク 及び リスクを網羅的に参照する上でのリスク分類を追加 ✓ リスク分類案とガイドラインの「共通の指針」とのマッピングを追加
2	AIの契約に関する留意事項	経産省検討会	開発、提供、利用における契約に関して留意すべき事項の記載 ✓ 「契約モデルや契約当事者の多様化」に関する記載を充実化 ✓ 「開発者・提供者・利用者」の間における責任分界に関する記載を充実化
3	生成AIに関する記載の追加	両検討会	生成AIに関する新たなリスクや留意点の記載 ✓ マルチモーダルな生成AIに関する記載を追加 ✓ RAG導入に関する記載を追加 ✓ プログラムコード生成に関する記載を追加 ✓ AIEージェントに関する記載を追加
4	AIガバナンスに関する事例の充実	両検討会 事業者	AIガバナンスの取組事例の充実化 ✓ 「リスクベース・アプローチ」を実施する上で考慮すべき点を追加 ✓ 「グローバルなAIガバナンスを構築している企業」「中小・スタートアップ企業」「地方自治体」の事例を追加 ✓ AIガバナンスを構築する上での事業者の「人材不足」の課題を追加
5	AIガバナンスの動向等の反映	両検討会	AIガバナンスに関する国内外の最新動向を追記 ✓ AI制度研究会等、国内動向において注視するべき最新状況を追記 ✓ 広島AIプロセスの動向等、国際的な動向において注視するべき最新状況を追記
6	特定単語の整理・見直し	両検討会	AIガバナンスにおいて重要な単語の定義や表現の見直し ✓ 「バイアス」の定義や表現の見直し ✓ 「透明性」の定義や表現の見直し ✓ 「多様性」「包摂性」に関する表現の揺れを修正
7	その他	両検討会	UIの改善 ✓ 目次から該当ページへのリンク

全体構成

『AI事業者ガイドライン（第1.1版）概要
（令和7年3月28日）』公表資料より抜粋
（総務省・経済産業省）

- ・ 本ガイドラインは、AI開発・提供・利用にあたって必要な取組についての基本的な考え方を示しています
 - 本編：「どのような社会を目指すのか（基本理念=why）」及び「どのような取組を行うか（指針=what）」
 - 別添（付属資料）：「具体的にどのようなアプローチで取り組むか（実践=how）」

本編（why, what）

別添（付属資料）（how）

主体共通	第1部 AIとは		1. 第1部関連 [AIについて]	A. AIに関する前提 B. AIによる便益/リスク
	第2部 AIにより 目指すべき社会 及び 各主体が取り組む 事項	A.「基本理念」 B.「原則」 C.「共通の指針」 D.「高度なAIシステムに関する 事業者に通じる指針」 E.「AIガバナンスの構築」	2. 第2部関連 [E.AIガバナンスの 構築]	A. 経営層によるAIガバナンスの構築及び モニタリング B. AIガバナンスの事業者取組事例
	第3部 AI開発者に 関する事項	※「高度なAIシステムを開発する組織向けの 広島プロセス国際行動規範」における 追加的な記載事項 も含む	3. 第3部関連 [AI開発者向け]	A. 「第3部 AI開発者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説 C. 高度なAIシステムの開発にあたって遵守 すべき事項
主体別	第4部 AI提供者に 関する事項		4. 第4部関連 [AI提供者向け]	A. 「第4部 AI提供者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説
	第5部 AI利用者に 関する事項		5. 第5部関連 [AI利用者向け]	A. 「第5部 AI利用者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説
その他 参考資料			6. 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照 する際の主な留意事項について	
			7. チェックリスト	
			8. 主体横断的な仮想事例 9. 海外ガイドライン等の参照先	

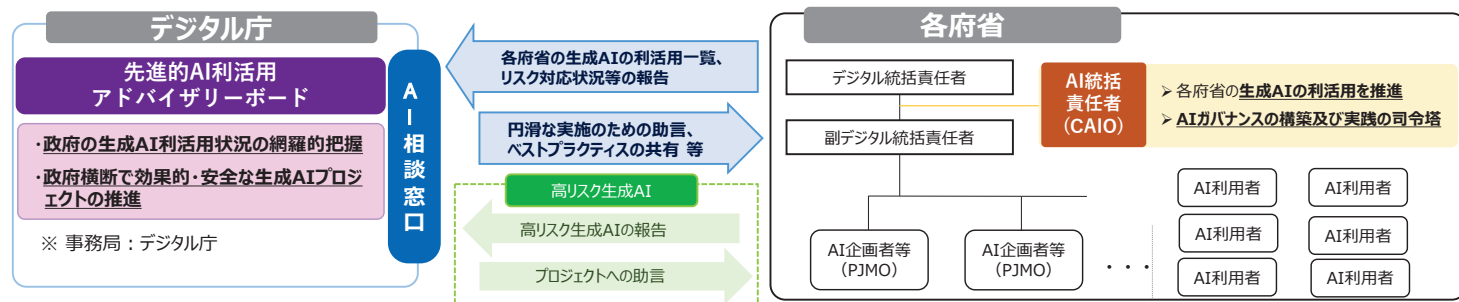
行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインのポイント

(1) ガイドラインの目的・枠組み等

目的：生成AIの利活用促進とリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用のあり方を定めるもの。
対象：テキスト生成AIを構成要素とするシステム ※特定秘密や安全保障等の機微情報を扱うシステムは対象外
適用開始時期：令和7年5月に運用開始。

(2) 政府における生成AIの推進・ガバナンス体制の構築

- 比較的高リスクとなる可能性がある生成AIの利用であっても、先進的AI利活用アドバイザリーボードの各府省への助言や相談窓口等の仕組みを通じ、安全かつ効果的AIプロジェクトとしての実施をサポートし、先進的生成AIの利活用を促進。 ※サプライチェーンリスクも考慮
- 各府省に新たに設置するAI統括責任者 (CAIO) が、生成AIの利活用を把握・推進、ガバナンス、リスク管理を総括。



(3) 生成AIの調達・利活用ルール

※ 各府省生成AIシステムの①AI統括責任者(CAIO)、②企画者、③提供者、④利用者等毎にルールを規定

- AI統括責任者(CAIO)は、各府省の利用者(職員)に向けて生成AIの利用ルールを策定。
- 企画者・提供者は、本ガイドラインの「調達チェックシート」及び「契約チェックシート」を参考にして仕様書作成や事業者との契約等を行うことにより安全かつ品質の高い生成AIシステムの調達を確保。運用開始後も適切な利用や安全性や品質の確保を定期的に検証。
- 提供者及び利用者はリスクケースが生じた場合、適切に各府省AI統括責任者(CAIO)に報告し、提供者が必要な対応を実施。先進的AI利活用アドバイザリーボードは各ケースの報告を受け、必要に応じ再発防止策等を検討。

(参考1) 別添各シート(高リスク判定シート、調達チェックシート、契約チェックシート)について

1. 高リスクAIの判定についての参考とする判定軸(高リスク判定シート)

4つの観点を勘案し、アドバイザリーボードに助言を求めめるべきか各省において判定

A.生成AIシステム利用者の範囲・種別(国民か政府職員か等)、B.生成AI利用業務の性格、C.機密情報や個人情報の学習等の有無、D.出力結果の職員による判断を経る利用か否か

2. 調達・契約時のチェック項目について(調達チェックシート、契約チェックシート)

(1) 調達チェックシート 生成AIを調達する際に事業者への要求事項として、仕様書等に盛り込むべき項目を整理	ガバナンス項目	①AI事業者ガイドライン共通の指針の遵守 ②AIガバナンス(AIのメリットを最大化しつつ、リスクを統制する体制)の構築 ③生成AIシステムの品質向上のため、AI業界や最新技術等の動向を把握する ④情報セキュリティインシデント・生成AIシステム特有のリスクケース発生時の対応手順の整備 ⑤生成AIシステムの開発・運用に従事する者または組織についての生成AIに関する教育・リテラシー向上
	開発・運用プロセス要件項目	⑥生成AIシステムへの入出力または処理されるデータの取扱いの適切な管理 ⑦生成AIシステムの期待品質を満たすための取組 ⑧ベンダーロックインの回避 ⑨生成AIシステムのアップデートの考慮 ⑩文化的・言語的考慮 ⑪環境への配慮
(2) 契約チェックシート 生成AIを調達する際に契約書で取り決めるべき項目を整理	生成AIシステムの要件項目	⑫有害情報の出力制御措置 ⑬偽誤情報の出力・誘導の防止措置 ⑭公平性と包摂性の確保(バイアスや差別を含む出力の抑止措置) ⑮目的外利用の防止 ⑯個人情報、プライバシー、知的財産に関する適切な取扱い ⑰セキュリティの確保 ⑱説明可能性の確保 ⑲ロバスト性(出力の安定性) ⑳学習データ品質 ㉑検証可能性
		・生成AIシステムに係るインプットの取り決め(学習の有無、データの保存方法等) ・生成AIシステムに係るアウトプットの取り決め(アウトプットに関する一定の保証、アウトプットの権利帰属) ・生成AIを含むインシデントが発生した場合の事業者の対応義務及びその範囲に関する取り決め(被害を最小限に食い止めるため、また、原因を特定するための情報やデータの提供を含む) 等

※チェックシートの内容の適用項目や適用方法については、個別の生成AIシステムの調達形態やリスクレベルに応じて、AI相談窓口とも連携しつつ各府省において判断。

(参考2) 「生成AIシステムの利活用ルール」について

1. 府省毎の利活用ルール

- 各府省のAI統括責任者 (CAIO) が、適切なAIの利活用を促進するため、「生成AIシステムの利活用ルールひな形」に基づき、各府省の利用者 (職員) に向けて生成AIの利活用ルールを策定・周知。

2. 生成AIシステム毎のルール

- 企画者が、システム毎に、利用目的をはじめ、利活用に係るルールを策定し、各システムの利用者 (職員・国民等) に周知。

◆1. 府省毎の生成AIシステム利活用ルールの「ひな形」の構成と概要

(概要)

(構成)

1. ルールの目的

2. 生成AIシステムの利用に係るルール

(1) 利用前のルール

(2) 利用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルール

② 生成物利用におけるルール

3. 問い合わせ先

- 生成AIのリスクについての理解
- 生成AIシステムへの入力結果や出力結果が必要に応じシステム側に提供されることの理解
- 約款型クラウドサービスは原則として要機密情報を扱えないことの理解
- 国外サーバを利用する生成AIの場合に現地政府によるデータの検閲や接収を受ける可能性があることの理解

- 生成AIシステムの利用目的の範囲内での利用
- 生成AIシステム毎の個人情報の取り扱いについての留意
- 正確かつ最新のデータの入力

- 生成AIの出力に基づいて行われた判断についての説明責任についての理解
- 出力結果に含まれうるバイアスを踏まえて業務に出力結果を活用すること
- 出力結果の正確性や根拠、事実関係等を必要に応じ確認すること
- (第三者の著作権等の侵害の有無を含め) 安全性・公平性、客観性、中立性に問題がある出力でないかを確認し、問題点は必ず加除修正の上で利用すること
- リスクケースやその兆候を検知した場合の迅速な各府省報告窓口への報告

- 事務局において、生成AIを導入している団体へのユースケースのヒアリングを行ったところ、職員への生成AIの浸透を図るため、**庁内研修・勉強会の開催や、幹部職員の理解醸成などの取組をしている団体があった。**

＜**庁内研修・勉強会の開催**＞

- 業務以外の用途も含め、**生成AIのトレンドを学習する勉強会を開催**。（2024年は6回実施し、毎回1～2割の職員が参加）
- **勉強会やハンズオン研修の開催や、活用事例集やプロンプト例などの庁内展開により、庁内で効果的な活用方法を共有している。**
- 外部講師を招いた研修を実施するとともに、**情報部門と業務所管課が共同で作成したプロンプト集を庁内に展開している。**

＜**幹部職員の理解醸成**＞

- 幹部職員の利用が重要であると考え、特に幹部職員が担当する議会答弁案作成において生成AIを活用することや、**体験会により幹部職員の利用を促した。**
- **庁議等の場を活用し、市長から幹部職員に対し、生成AIの利用を促している。**

＜**生成AIの利用を進める環境づくりなど**＞

- 従来から、**デジタル技術を活用した業務効率化や付加価値創造を積極的に進める風土づくり**を行っている。
- 必ずしも生成AIを使用することが全てではなく、あくまでも業務効率化に向けた選択肢の一つとして検討すれば良いという姿勢である。活用は職員個人の裁量に委ねている。

生成AI導入団体へのヒアリング結果（要機密情報の取扱い）

- 事務局において、生成AIを導入している団体への要機密情報（個人情報を含む。）の取扱いについてヒアリングを行ったところ、**いずれの市町村でも「要機密情報の入力を禁止している。」という回答であった。**
- **要機密情報を入力することに特段の必要性を感じていないという意見もある一方で、将来的な要機密情報の活用を期待する意見もあった。**

要機密情報の活用に向けた自治体の意見

＜**現状の取扱いに不自由さを感じていないとする意見**＞

- ・**要機密情報を入力することに特段の必要性を感じていない。**
- ・**禁止に伴う不自由さは特にない。**

＜**将来的な活用に期待する意見など**＞

- ・将来的に要機密情報を含む文書作成までできれば、**更なる業務効率化につながるのではないかな。**
- ・個人情報を取扱う業務も生成AIが担えれば、**更なる業務効率化につながると考えているが、そのためには、セキュリティかつ閉じた領域でデータの流れが完結する環境の整備が必要なのではないかな。**
- ・個人情報の入力が可能になれば、**アンケートなどを分析する際に個人情報を除く作業が不要になり、また、読み込めるデータが増える可能性はある。しかし、どのくらいのニーズがあるかは不明である。**
- ・国内にサーバーが存在するサービスでない限り、個人情報や機密情報を入力することは不安がある。

生成AI導入団体へのヒアリング結果（利用に当たっての留意事項①）

- 生成AIを利用する上で、ハルシネーションや情報セキュリティに留意する必要があるが、回答精度向上のためにRAGを導入する等**技術的な対応方法がとられている例**や、国の取扱いを踏まえ、ガイドラインで個人情報の入力を禁止するといった**運用上の対応がとられている例**がある。

ハルシネーション対策

技術的対応

- ・回答精度向上のためRAGを導入している。
- ・生成物を出力する際に**参照元を表示するカスタマイズ**を行っている。

運用上の対応

- ・生成された情報を使う際には、**必ず情報の正確性を確認**し、職員自身が情報を作成したものとして責任を持って使用する旨、ガイドラインで定めている。
- ・**十分な確認を行った上で**生成物を活用する旨、ガイドラインで定めている。

情報セキュリティ対策

技術的対応

- ・LGWAN環境で利用でき、**入力データが学習に利用されない仕様の製品**を利用している。
- ・**個人情報と思われる情報を入力するとポップアップが表示**される仕組みとなっている。

運用上の対応

- ・ガイドラインで**生成AIへの個人情報・機密情報の入力を禁止**している。
- ・ISMAPに登録されているサービスを選定することとしている。

生成AI導入団体へのヒアリング結果（利用に当たっての留意事項②）

- 生成AIに係るガイドラインの策定に当たっては、**生成AIを利用する上でのリスクに対応する視点、職員の効果的な利用を促す視点の両方の視点に留意して策定**が行われている事例が見られた。

ガイドライン策定に当たっての留意点

- ・**運用ルールの明確化**や**効果的な活用例**を示すことを意識した。

3. 生成AI利用で効果がある業務

(1) 生成AI利用して効果が出やすい業務

- 指定した条件を基に作文・要約・校正を行う
- 質問を基に新たな発想の助言を行う
- 草案のアイデア出しを行う
- 議事録（要旨）作成
- Excelの関数作成やマクロ作成
- ※ 与えた情報の整理や一般的な知識から多角的なアイデア出しは生成AIの得意業務です。

(2) 生成AI以外を利用したほうがより効果が出る業務

- 一般的なWeb検索
- ※ 何かしらの回答を出しますが、誤った内容を含むことがあります。

(3) 生成AIを利用することが適当でない業務

- 機密情報や個人情報の取り扱い
- ※ 情報漏洩のリスクがあるため入力しないでください。

- ・具体的な活用方法を盛り込むのではなく、**AIリテラシーを中心に記載**した。

3.1 使用における注意及び禁止事項

- 機密情報の入力の禁止
- 非公開情報の入力の禁止
- 他者の権利の侵害に繋がる行為の禁止
- 生成AIを利用していることの明記について
- 入力された情報の第三者への提供に関する記述

- ・職員が読みやすいよう、**A4（2ページ）で簡潔**にまとめた。

第7 結果の取扱における遵守事項

職員等が生成AIを通じて得られた結果を事業等に用いる場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 得られた結果について、誤りがなく、公平性に問題がないこと、著作権など第三者の権利を侵害していないことなどを、複数の職員で確認し、必要に応じて加筆修正すること。
- (2) (1)の結果を事業等に用いる場合は、市が説明責任を負うことを、起案者は認識の上起案し、生成AIを通じて得られた結果を用いたものであることを決裁権者と共有すること。

生成AI未導入団体へのヒアリング結果

- 生成AI未導入の団体に対して、導入に当たっての課題についてヒアリングを行ったところ、**生成物への正確性への懸念や費用面の課題などがあり、導入が難しい**といった回答があった。

＜生成物の正確性への懸念等＞

- ・ インターネット上に存在するサービスを使用するため、**個人情報や機密情報を誤って入力してしまうリスクがあるのではないか**。職員のデジタルリテラシーの観点から懸念がある。
- ・ **著作権や個人情報・機密情報、生成物の正確性への懸念があり、具体的な検討が進められていない**。
- ・ **安全なサービスに関する情報提供が国からの支援としてあると良い**。

＜費用面の課題＞

- ・ 自治体規模が大きくなく、**優先順位が高くない限り新規予算の獲得が難しい**。
- ・ **費用面が大きな課題**である。かつてLoGoAIアシスタントのトライアル版を使用していたものの、有償版を導入するには財政部門の理解が得られなかった。
- ・ 生成AIの活用による効用を説明できず、**新規予算の獲得が難しい**。

＜その他＞

- ・ **幹部職員の間で生成AIの是非について意見が分かれており、現時点で導入の判断ができないが、今後導入することとなった場合に備え、情報収集は進めている**。
- ・ **行政や個別の自治体特有の表現に対応できないことも課題として認識している**。

独自データを活用した生成AI（RAG）の実践投入

神戸スマートシティ

○新庁内向けFAQシステムの運用開始（7月～）

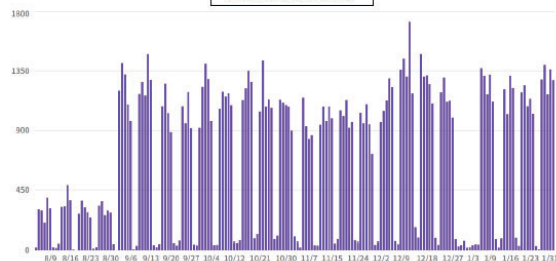
・1日当たり約1,000～1,700件のアクセス数（R7.1現在）

格納されているマニュアル類
497文書（4室局13所属）

（一例）

- ・財務会計事務の手引き
- ・各種契約約款
- ・神戸市長の権限に属する事務の専決規定の手引き
- ・給与の手引き
- ・休暇マニュアル、休業制度等、労務管理関係
- ・収納管理事務の概要
- ・各種研修制度
- ・公用文作成の要領
- ・PCヘルプデスク業務範囲内FAQ

アクセス数の推移



①自然文での質問・回答
会計年度職員の結婚休暇の付与日数を教えてください

②引用元文書の一覧
1) 休暇マニュアル(会計年度任用職員).pdf

③引用元文書の表示
(マーカー付き)

生成AIシステム「CatBot」の職員開発



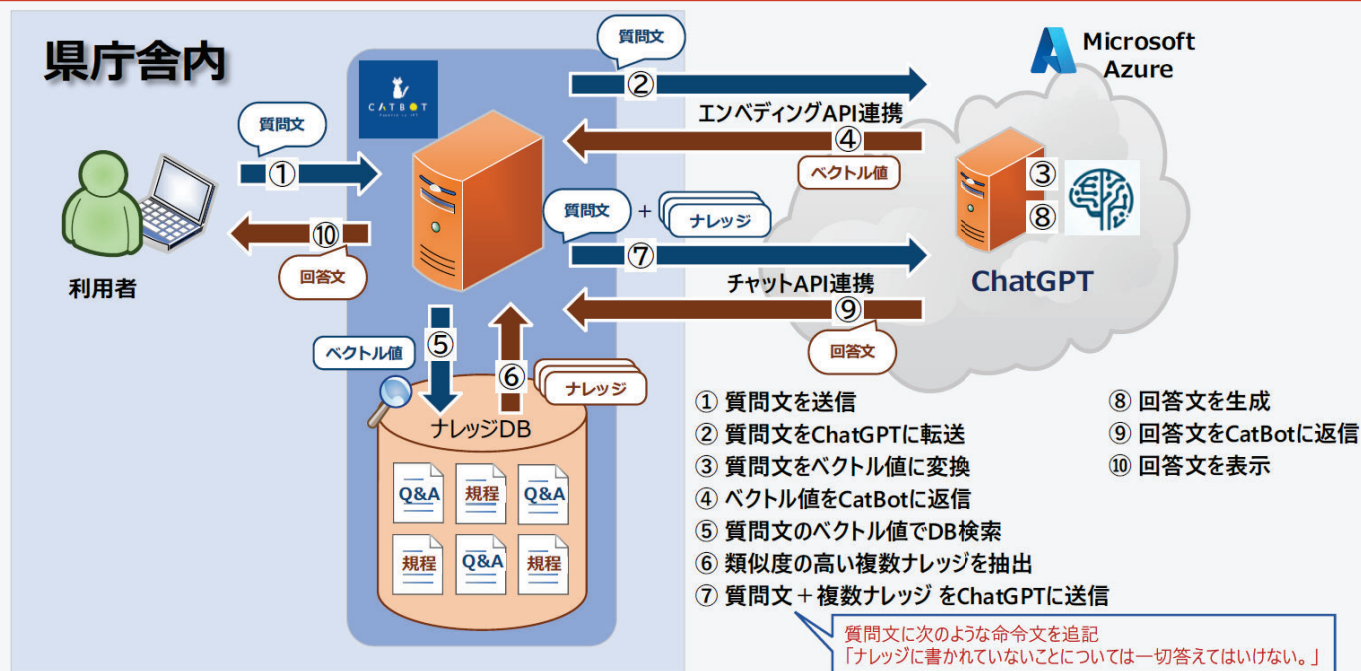
経緯

- R5.6～ 関係課の担当職員で構成する「生成AI活用検討ワーキンググループ」を設置し、生成AI利用ガイドラインや利用手引きを作成
- R5.6～ 有志職員(23名)の「生成AI活用検討チーム」を編成し、利用方策の検証を実施
- R5.9 対話型での文書生成機能や庁内QA機能(RAG)を持つ「CatBot」を職員開発し、庁内で生成AIの利用を開始

職員開発で整備するメリット

- 費用が安い。(主な費用はAzure OpenAIのChatGPTのAPI利用料のみ)
- 職員が簡単に使える。(庁内IDでシングルサインオンできる。)
- セキュリティ確保が容易である。(認証情報、QA用ナレッジ情報、ログ等は庁内側に保持)
- 独自機能を柔軟に追加できる。(庁内QA機能(RAG)、長文専用機能など)

CatBot の基本的な仕組み〔庁内QA機能 質問回答〕



9

課題だと感じていること



● CatBotの文章生成機能に関して

- 庁内で、なかなか活用が進んでいない。
- 適切な内容のプロンプトを書くことは、職員にとって結構ハードルが高いのではないかと。
職員に書かせるのではなく、自動的に入力される仕組み(RPA、システム連携等)が必要なのではないか。

● CatBotの庁内QA機能(RAG)に関して

- ナレッジは、ファイル単位で登録すると回答精度が落ちるので、QA単位(規程の場合は条項等の単位に細分化して登録させる仕組みとしているが、それでも回答精度を上げるには限界がある。
- 登録するQAナレッジは、業務分野全体を網羅し、かつ重複のない内容とする必要がある。
既存のQAは特別な事例のものが多いが、ごく当たり前のQAナレッジも一通り用意する。
- RAGは、「DBに登録されたQAナレッジの中から質問内容と類似度の高いQAを抽出」⇒「当該QAのみを生成AIに参照させ回答を生成」という仕組みなので、的確な回答生成には限界がある。このため、回答文までは生成させず、類似度の高いQAナレッジの一覧を表示させるに止める方が実用的かもしれない。

21

【論点（3）】

湖西市で仕様書業務特化型生成AIサービスが活用されている。

このほか、現在情報収集に取り組んでいるところであるが、例えば、特定の業務分野に特化した生成AIの活用事例として、**相談記録表の作成（横須賀市）**や**広報デザインの作成（三宅町）**がある。

仕様書の作成	相談記録表の作成	広報誌のグラフィックの作成
● 静岡県湖西市等にて導入 - 自治体向け情報化投資事業調達仕様書自動作成システムであり、自治体向けの技術文書を参考にした仕様書構成での作成が可能 - 初期条件を設定することで、最適な調達仕様書の約80%を自動的に作成	● 神奈川県横須賀市にて実証実験 - 自治体相談業務支援サービス「AI相談パートナー」による相談記録票作成業務に生成系AIを組み合わせて活用 - 生成AIによって対面・電話による相談内容を要約し、主訴を生成 - 閉域網回線内での使用や、個人情報のマスキング等の対策を実施	● 奈良県三宅町等で導入 「POTETO Design」では生成AIを含む複数のAIを組み合わせることで、行政職員が入力した文字情報からグラフィカルサマリーを作成することが可能 - 行政情報の「手軽に」「わかりやすい」発信が実現 ※「POTETO」のイラストレーターが作成したイラストを学習させ、そこから複数のイラストを組み合わせる等して画像を生成する仕組みで、著作権侵害の恐れはない

自治体業務特化型の生成AIサービスが導入されると業務効率化に資すると考えるが、注意すべき点や期待する点、具体の活用業務としてどのようなことが考えられるか。

【前回検討会での主な意見】

- （湖西市）生成AIについて、仕様書案の作成で最も活用されている。DX推進アドバイザーが開発者であったこともあり、仕様書業務特化型生成AIサービス（プロキュアテック）を導入している。

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況①

参考資料 9

○ 各事務においてデジタル技術の導入等により、**一定の業務効率化の効果**が生まれている。一方、全国的には**導入率等が低く、業務時間削減効果も地方公共団体全体の業務からすると部分的(※)**といった課題もある。

(※) 一般的な職員1人あたり年間労働時間：約2千時間

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
1. 申請等受付、証明書交付 (住民窓口での手続、図書館貸出予約、施設予約等)	①オンライン申請 ②コンビニ交付(キオスク端末) ③書かない窓口	①住民との対面対応が不要、電話受付対応が減少 ②住民との対面対応、交付処理作業が不要 ③記載の不備がなくなり、修正作業が減少	<手続のオンライン化> ●子育て・介護26手続の 全国のオンライン申請利用率は1.0% ●全国での パスポートの切替申請の利用率は31% <書かない窓口> ○年間約36,000件の手続を受け付け、職員の 作業時間1,950時間を削減 ● 全国での導入率は30.3%
2. 通知、お知らせ (子育て関連、職員向け等)	①電子通知	①発送作業が不要	○庁内職員向け通知物のデジタル化により従来より通知 業務処理時間を90%削減
3. 入力、打込み (反復的・定型的な作業、紙の申請書等の受付後作業等)	①RPA ②AI-OCR	①手作業での入力が不要 ②手作業でのデータ化が不要	○保育園の入園申請受付業務で、電子申請の導入及び申請情報のシステムへの入力作業の RPAでの代替により年間2,090時間削減(削減率67.6%)
4. 審査、決裁 (形式的な確認、突合作業等)	①AI ②電子決裁	①書類の不備の自動検出により確認作業が減少 ②紙での持ち回りが不要	○支出命令伝票の不備をAIが自動検出する実証実験を実施し、 年間最大約1,600時間を削減 可能との見込み
5. 住民相談、面談 (福祉・介護、子育て、就労など専門的知見を要する分野等)	①リモート窓口 ②AI	①専門職員が支所等に出向くことが不要 ②相談内容に応じた資料の表示、相談録等の作成が不要	○児童相談の電話対応でのAI活用により音声が入力タイムでテキスト化、自動で対応マニュアル等が表示され、相談から対応・記録作成まで 1件あたり約20分削減
6. 問合せ対応 (定型的、類似の質問が多い分野等)	①AIチャットボット	①簡単な質疑対応が減少	○AIチャットボット導入後の質問数月平均7,494件に対し回答率93.9%

地方公共団体の各事務における主なデジタル技術の活用状況②

第1回持続可能な地方行政のあり方に関する研究会資料
(令和6年11月21日)

事務の例(活用場面等)	デジタル化の種類	業務効率化内容	○地方公共団体の取組効果例、●全国の導入率等
7. 調整、打合せ、会議 (地方公共団体内、他団体や国との間等)	①コミュニケーションツール(ビジネスチャット) ②オンライン会議 ③AI	①電話やメールでのやりとりの減少、意思決定の迅速化 ②会議場所への移動が不要 ③議事録作成作業の減少	○電話やメールでのやりとりが減少し、 年間約5万時間削減(職員一人当たり11分/日削減) ○出先機関との会議のための最大1時間の移動が不要 ○会議の議事録作成作業において、 1回あたり3時間30分～6時間程度削減(75%削減)
8. 決済、納付 (証明書交付、施設利用料の支払い、納税等)	①キャッシュレス決済 ②eLTAX	①住民との対面対応や現金の取扱いが不要 ②納付書の仕分け作業、保管が不要	○申請～決済の電子化で 事務処理時間が実質33%減少 ○保育施設で現金の受領や銀行入金関係作業等がなくなり 1園あたり約60時間/月の業務時間を削減 ●全国での 固定資産税の納付は例年約2億件のうち、eLTAXでの処理は2,500万件強程度
9. 契約、補助金申請受付 (物品購入、公共事業、補助金手続等)	①電子契約 ②Jグランツ(※1)	①契約書の製本、メールや郵送等の作業が不要 ②メールや郵送等の作業が不要	○約50%が電子契約に置き換わっており、 契約1件あたりの作業時間が20分程度短縮 見込み ●Jグランツの活用により補助金申請受付等を行う 地方公共団体は41団体
10. マッチング (保育園入園事務等)	①AI	①選考作業等が不要	○延べ 約1,500時間 かけていた 数千人規模の入所希望児童の選考が、AI導入により数十分程度で完了
11. 報告、調査回答 (国からの照会対応等)	①一斉調査システム(※2)	①メールでのやりとり、エクセル様式等での回答が不要	●一斉調査システムによる各省庁から地方公共団体への 発出件数は年間2,861件
12. 現地調査 (災害被害状況調査、住民訪問調査、インフラ点検等)	①ドローン ②AI ③タブレット	①目視以上の広範囲の調査 ②画像解析により異常の有無を特定、調査の自動作成 ③紙資料の持ち出しが不要、カメラ・録音機能によりメモ作成が効率化	○ドローンによる自動航行機能とAIによる画像解析を併用することで、 7日程度かかっていた河川出水後の被災箇所把握が3日程度に短縮 ○介護認定の訪問調査へのタブレットの活用で、 調査からシステムへの結果入力までの時間が15分/件程度短縮 想定
13. 監視 (河川の水位等)	①監視カメラ、水位センサー ②AI	①災害時の河川監視のための拘束時間の減少、職員の長年の経験に依存しない	○河川監視カメラ・水位計などから得られるデータとAIを用いた河川管理の高度化に係る実証実験を実施

(※1) Jグランツ: 補助金の電子申請を行うことができるシステム。国や地方公共団体が執行する補助事業で利用が可能

(※2) 一斉調査システム: 全国の地方公共団体の担当者宛に都道府県を経由せずに一斉に通知・調査を発出可能なシステム

(備考) 各省庁や地方公共団体、事業者の公表HP等をもとに事務局作成

③-2 損傷箇所の確認(トンネル・橋梁等)

- トンネル、橋梁等については、5年に1回の**法定点検**を行うこととされており、**必要な知識と技能が求められる**ことから、多くの団体では、**事業者**に委託して実施している。
- 近接目視を基本としつつ、**ドローン**等を活用した点検も行われているが、第三者被害の恐れがある箇所では**打音検査等も併せて行う必要がある**。

【業務の概況】 ・受託事業者が、近接目視・触診・打音等により橋梁の法定点検を実施。
・管内にある橋梁を5年間で全て点検(一巡)する形で、点検業務自体は毎年実施。

【執行上の課題】 ・橋梁の点検は非常に専門性が高いことから、**技術職員がいない小規模団体**においては、事業者が実施した業務が適正になされたかどうか等について評価・判断することが難しい。(町村)

【課題解決に向けた取組】

ドローンの活用(千葉県君津市)

- ・ 民間企業、高専と協力し、ドローンを活用した橋梁点検の実証実験を実施。
- ・ 職員自らがドローンを操縦・撮影し、撮影した映像から**AIを活用し、コンクリートのひび割れ等の損傷の検知**及び定量的な評価による診断補助を実施。



(出典)君津市HP及び君津市公式YouTubeチャンネル

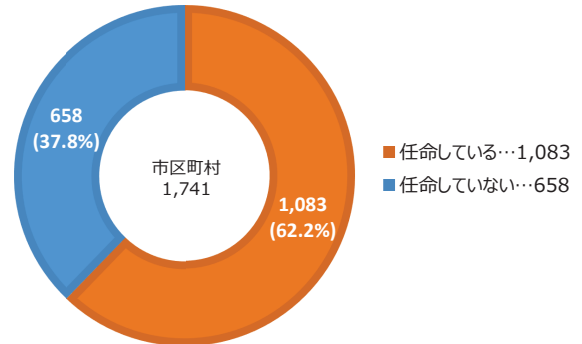
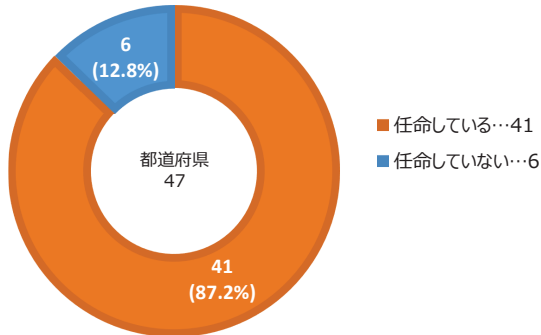
<取組にあたっての課題等>

- ・ 橋梁の点検については、非常に専門性が高いことから、**技術職員がいない小規模団体**においては、事業者が実施した業務の適正性等について評価・判断することが難しい。(町村)
- ・ 委託している業務についてドローン等を活用しても、地方公共団体の職員の事務の削減に資するものではない。(県)
- ・ **桁下を道路・鉄道と交差する場合など、第三者被害を予防する必要がある箇所**については、**打音検査も行う必要がある**。

「自治体DX・情報化推進概」
(令和6年4月1日現在)
を基に事務局において作成

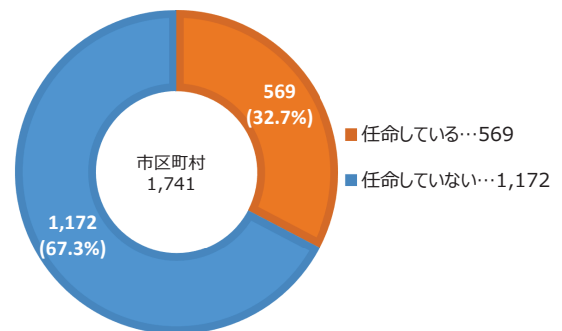
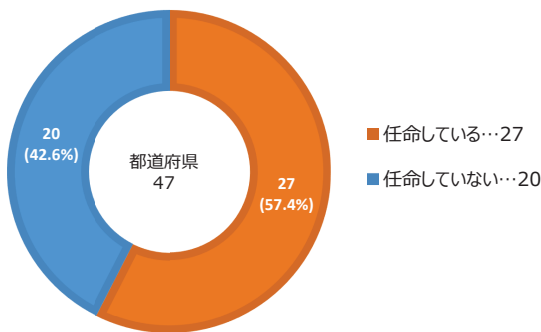
1 CIO（情報化統括責任者）の任命

都道府県では41団体（87.2%）、市区町村では1,083団体（62.2%）がCIOを任命している。



2 CIO補佐官等の任命

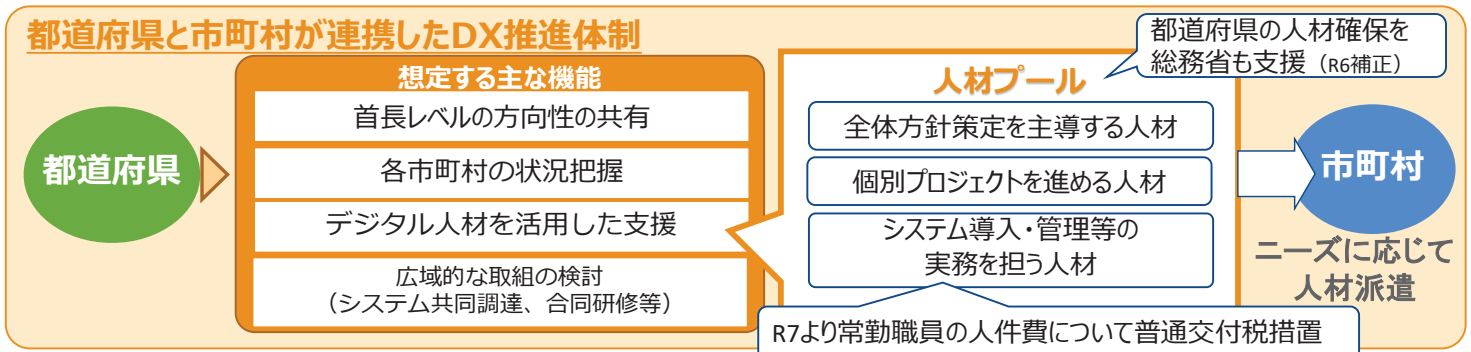
都道府県では27団体（57.4%）、市区町村では569団体（32.7%）がCIO補佐官等を任命している。



都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

- 自治体DXの推進に向けて、都道府県が市町村と連携して推進体制を構築し、デジタル人材を活用して市町村を支援する取組やシステムの共同調達等を主導する取組が進みつつある。
- こうした取組を加速させるため、**令和7年度中に、全ての都道府県で市町村と連携した推進体制を構築し、市町村が求める人材プール機能を確保できるよう、総務省がデジタル庁と連携し支援。**

都道府県と市町村が連携したDX推進体制



ノウハウ・研修等の提供

- **都道府県と市町村が連携したDX推進体制の構築に向けたデジタル人材確保プロジェクト**（R6補正）
- 確保・育成の「ガイドブック」
- 望ましいスキルや経験を類型化した「スキル標準」
- DXの取組の参考となる「参考事例集」
- 自治大学校等関係機関での研修

アドバイザー派遣

- **DXアドバイザー**（主に自治体DX分野。地方公共団体金融機構と共同）
- **地域情報化アドバイザー**（主に地域社会DX分野。）

財政措置

【普通交付税措置】

- 都道府県が、一定のスキル・経験を有する**デジタル人材を、市町村支援業務を行う常勤職員として雇用した場合の人件費**

【特別交付税措置】

- 市町村による**CIO補佐官任用等に要する経費**
- **DX推進リーダー育成経費**
- 都道府県等による**市町村支援のデジタル人材確保に要する経費**

総務省の伴走支援

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料 (令和7年5月16日)		地方公共団体が取り扱う情報の機密性の分類と個人情報の位置づけ		参考資料 1 1
		「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月28日改定) に基づき事務局作成		
国	自治体	情報資産	パブリッククラウドサービスの範囲	
機密性 3	自治体機密性 3 A	極秘文書：秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書 秘文書：極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書	「行政文書の管理に関するガイドライン」、統一基準の規定に則って取り扱うものとする（なお、上記ガイドラインにおいては、極秘文書について、インターネットに接続していない電子計算機又は媒体等に保存することが求められている	
機密性 2	自治体機密性 3 B	データベースや台帳形式になった 住民情報を含む個人情報ファイル 及びこれに準ずる情報（住民記録システム、税務システム、国民健康保険システム、生活保護システム、農業委員会台帳システム、貸付金償還システム等に保存される住民の個人情報）	ISMAP登録サービスは利用可 （8.3で規定されるアクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要） ※統一基準改定に合わせて、8.3でクラウドサービスの利用について規定	
	自治体機密性 3 C	・ 職員としての属性に基づく個人情報 ・ オンライン申請の処理等により、システム処理上一時的にインターネット上に保管されるデータ ・ 文書管理システムの決裁文書として保存されている個人情報 ・ 施設設計情報や入札予定価格など非公開情報	注）自治体機密性 3 C 情報については、情報資産単位でのアクセス制御、業務システムログ管理の実施等、β'モデルにおいてインターネット接続系に求められている対策を実施することで、インターネット接続系における取扱いが可能。	
	自治体機密性 2	・ 政策検討に関する情報	可（8.3で規定されるアクセス制御、機密性保護のための暗号化等が必要）	
機密性 1	自治体機密性 1	・ 公表された情報 ・ 将来公表する予定の文書（白書の案等）	可	

「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起」についての周知（令和7年2月6日）

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料（令和7年5月16日）

- 各政府機関等に対して、デジタル社会推進会議幹事会事務局より「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起（事務連絡）」（令和7年2月6日デジタル社会推進会議幹事会事務局）のとおりの注意喚起がなされたので周知。

「DeepSeek等の生成AIの業務利用に関する注意喚起（事務連絡）」の概要

令和7年2月3日付で個人情報保護委員会事務局より、DeepSeek 社による生成 AI サービスに関し、同社が公表するプライバシーポリシーについて中国語及び英語表記のみであることを踏まえ、以下の情報提供がされた。

- ① 当該サービスの利用に伴い DeepSeek 社が取得した個人情報を含むデータは、中華人民共和国に所在するサーバに保存されること
- ② 当該データについては、中華人民共和国の法令が適用されること

生成 AI の業務利用については、「ChatGPT 等の生成 AI の業務利用に関する申合せ」を行っている。

- ・ 約款型サービスに関し、原則として要機密情報を取り扱うことはできない。
- ・ 機密情報を取り扱わない場合であっても、リスクを考慮した上で利用可能な業務の範囲をあらかじめ特定し、個々の利用に当たっては、利用手続に従って、利用目的（業務内容）や利用者の範囲などの利用者からの申請内容を許可権限者が審査した上で利用の可否を決定し、その利用状況について管理することが必要

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」においては、要機密情報を取り扱わない場合であっても、例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることなどが、利用の可否を判断する際に考慮すべきリスクとして例示

- 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、外部サービス（クラウドサービス）の利用について「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」と同様の以下の対応を求めている。

- 画一的な約款等への同意のみで利用可能となるものでは機密性の高い情報を扱わないこと
- サービスによっては海外の法令等が適用され、現地の政府による検閲や接收を受けるリスクがあることに注意すること

地方公共団体における生成AIサービスの調達仕様書の記載の例

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料（令和7年5月16日）

- 国内サーバで、入力情報の学習がなく、情報の入力制限機能があるという要件の下、生成AIサービスが調達されている。

地方公共団体における調達仕様書の例

4 生成AIサービスの仕様

- (1) LGWAN-ASPで提供されるサービスであること。またインターネットからも利用することができること。インターネットからの利用時にIPアドレス制限が可能なこと。
- (2) Microsoft Edge、Google Chromeで利用できるものであること。
- (3) 原則24 時間365 日（計画停止は除く）利用できること。
- (4) アカウントの利用数は無制限とする。
- (5) アカウントの同時接続数は50以上とする。
- (6) 利用する生成AIモデルは、日本国内リージョンでGPT3.5turbo、Gemini1.5 Flash、Claude3Haiku及びGPT-4oが利用できること。またユーザー側で生成AIモデルの切り替えが可能な仕組みであること。
- (7) 管理者が管理画面から●●市の環境で利用する生成AIモデルを制限する設定ができること。
- (8) GPT3.5 turbo、Gemini1.5 Flash、Claude3Haikuの利用は、文字数が無制限に利用できること。GPT-4oの利用文字数は1か月あたり500万文字以上とし、利用可能な上限設定が可能なこと。
- (9) 利用可能な生成AIモデルで音声認識機能及び画像認識機能があること。

次ページへ続く

地方公共団体における生成AIサービスの調達仕様書の記載の例（続き）

第4回自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ資料（令和7年5月16日）

地方公共団体における調達仕様書の例

- (10) 利用可能な生成AIモデルで画像生成機能があること。
- (11) 生成AIに入力した情報が学習に利用されないこと。
- (12) 禁止ワードや機密情報の入力制限の機能を有し、入力のブロックができること。情報は、氏名や住所、電話番号などのカテゴリで設定できるとともに、禁止ワードを任意で設定ができること。
- (13) Rag (Retrieval-Augmented Generation) により、データを取り込み、その内容をもとにした生成を行うデータ連携機能があること。
- (14) テンプレートを作成でき、他の利用者と共有できること。
- (15) 自治体向けのプロンプトのテンプレート機能を有していること
- (16) ログイン時に、ユーザーアカウントとパスワードによるユーザー認証ができること。
- (17) 管理者アカウントが、アカウントごとに利用状況を確認できる機能があり、CSV等でダウンロードできること。
- (18) 利用者と管理者を分けて権限設定ができ、所属別などグループ分けが可能なこと。
- (19) どのアカウントが、いつ、どのような操作を行ったか履歴を確認できること。

（※）「人材育成・確保基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日付け総行給71号・総行公130号・総行情111号 総務省大臣官房地域力創造審議官・総務省自治行政局公務員部長通知（各都道府県総務部（局）長・各指定都市総務局長宛に発出））

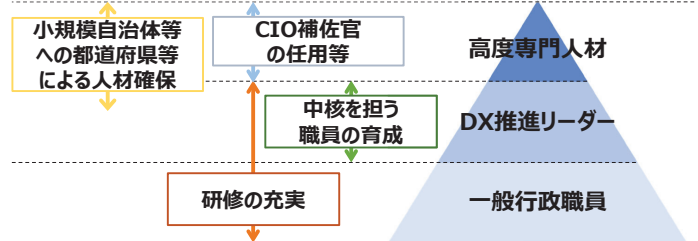
1. 新たな指針について

- 平成9年、地方分権推進の要である職員の人材育成を進めるため、地方公共団体が「基本方針」を策定する際に留意・検討すべき事項を提示した「指針」を策定（令和4年4月1日時点で、ほぼすべての地方公共団体（95.7%）が方針を策定）
- 令和5年12月、少子高齢化、デジタル社会の進展等により行政課題が複雑・多様化する中、これまでの指針を大幅に改正し、戦略的な人材育成・確保に取り組む上での新たな「指針」（人材育成・確保基本方針策定指針）を策定
- 特にデジタル人材に関しては、その育成・確保が急務であることを踏まえ、新たに「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」を盛り込む

2. 基本方針の改正等に当たっての基本的な考え方

- **求められる職員像・職務分野等**に応じ**必要なスキルを明確化**
- 特に必要となる人材について、可能な限り**定量的な目標を設定**、定期的に検証、取組を改善
- **首長等が積極的に関与**、人事担当部局と関係部局が連携
- **単独では人材の育成・確保が困難な市区町村への都道府県の支援、市区町村間の連携**の強化

～デジタル人材の確保・育成の推進～



3. デジタル人材の育成・確保に関する留意点

- 「**高度専門人材**」「**DX推進リーダー**」「**一般行政職員**」の人材像ごとに想定される役割を整理
- **職員のデジタル分野の知識・スキル**の水準等を把握の上で、**人材像ごとに育成・確保すべき数値目標**を検討・設定
- **人事担当部局とDX担当部局等の緊密な連携、首長等のトップマネジメント層によるコミットメント等**によりデジタル人材の育成・確保に係る推進体制を構築
- 人材確保等が困難な市区町村に対する**都道府県による支援**
- **デジタル分野の専門性**と**行政官としての専門性を合わせて向上**させながらキャリアアップを図ることができる**キャリアパスの提示**

自治体におけるAI活用・導入ガイドブック ＜導入手順編＞（令和4年6月）の全体構成

第1章 はじめに	1. 導入手順編（本書）の目的	1. 1 AI導入への期待 1. 2 本書の構成 1. 3 AI導入に関する課題
	2. AIとは何か	2. 1 AIとは何か 2. 2 AIでできること 2. 3 民間企業におけるAIの活用動向
	3. 自治体へのAI導入	3. 1 自治体にAI導入が求められる背景 3. 2 AI導入のメリット 3. 3 AI導入の取組状況
第2章 自治体におけるAI導入手順	自治体におけるAI導入手順の構成	
	1. 事前検討	1. 1 解決したい課題の特定 1. 2 実現方法の検討 1. 3 関係者との事前協議
	2. 計画立案	2. 1 AIの活用に係る方針の確認 2. 2 データの取り扱いに係る確認 2. 3 情報セキュリティに係る確認 2. 4 AI導入計画書の作成
	3. 調達・事業者選定	3. 1 調達の準備 3. 2 事業者選定、契約締結
	4. AIの導入	4. 1 既製AIの導入を行う場合 4. 2 学習済みモデルを活用、または新規にAIを構築する場合 4. 3 本格導入に向けた準備
	5. 運用	5. 1 本格導入後の実施事項
第3章 先行団体におけるAI導入事例	AI導入事例の紹介	実際に効果的な取組が実施されている先行団体におけるAI導入事例における事業概要、効果、使用データ、ポイントを紹介（20事例）

【別添として、自治体が作成するガイドラインのひな形を掲載】

【第1章に、生成AIにかかる柱建てを追加】

4. 自治体への生成AI導入

- 1 生成AI利用に関する基本的考え方
- 2 利用方法（ユースケース含む）
 - （1）部局共通での利用
 - （2）特定部局の個別業務における利用
- 3 ガバナンス確保のための体制構築
- 4 要機密情報（個人情報含む）の取扱い
- 5 人材育成・リテラシー向上の取組

4. 1 生成AI利用に関する基本的考え方

- ・生成AIについて活用することの有効性とリスク対応の双方に留意が必要であり、適切なリスク対応を講じながら利用を進め、業務効率化や行政の質の向上を目指していくべきであること
- ・生成AIの活用は、組織全体の活性化・職員の満足度向上、そして人材確保にも有効であること等を解説

4. 2 利用方法（ユースケース含む）

- （1）部局共通での利用
- （2）特定部局の個別業務における利用

- ・具体例を示しながら、利用にあたってのノウハウや、留意事項を解説。

4. 3 ガバナンス確保のための体制構築

- ・政府の対応を踏まえた、自治体におけるCAIO設置（CIOとの兼務の場合も含め）の必要性
- ・CAIO補佐官については、共同設置や、都道府県が確保した人材を市区町村へ派遣する等の手法も考えられること等を解説

4. 4 要機密情報（個人情報含む）の取扱い

- ・先行自治体におけるユースケースを示しながら、留意すべきポイント（法令、自治体の情報セキュリティポリシー等）を具体的に実感できるように解説

4. 5 人材育成・リテラシー向上の取組

- ・首長や幹部職員の理解醸成、人材育成・人事担当部局とDX推進担当部局との緊密な連携等により、全庁的にAIを利用可能な組織を目指す必要性
- ・職員育成にあたり、自治体大学等の外部機関における研修を活用することの有効性等を解説

自治体で作成する生成AI利活用ガイドラインのひな形（イメージ）

〇〇省 生成AIシステム利活用ルール（ひな形 Ver1.0）

（「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用ガイドライン」別紙2を基に事務局において以下の概要を作成）

1. ルールの目的

2. 生成AIシステムの利活用に係るルール

（1）利活用前のルール

- 生成AIのリスクについての理解
- 生成AIシステムへの入力結果や出力結果が必要に応じシステム側に提供されることへの理解
- 不特定多数の利用者に提供され、かつ定型約款等への同意のみで利用可能なクラウドサービス型の生成AIサービスは原則として要機密情報を取り扱えないことへの理解
- 国外サーバを利用する生成AIの場合に現地政府によるデータの検閲や受け入れを受ける可能性があることへの理解

（2）利活用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルール

- 生成AIシステムの利用目的の範囲内での利用
- 生成AIシステム毎の個人情報の取り扱い（学習有無含む）についての留意
- 正確かつ最新のデータの入力

② 生成物利活用におけるルール

- 生成AIの出力に基づいて行われた判断についての説明責任についての理解
- 出力結果に含まれるバイアスを踏まえて業務に出力結果を活用すること
- 出力結果の正確性や根拠、事実関係等を必要に応じ確認すること
- （第三者の著作権等の侵害の有無を含め）安全性・公平性、客観性、中立性に問題がある出力でないかを確認し、問題点は必ず加除修正の上で利用すること
- リスクケースやその兆候を検知した場合の迅速な各府省報告窓口への報告

3. 問い合わせ先

自治体で作成する生成AI利活用

ガイドラインにおいて追加すべき項目

（1）利活用前のルール に以下の要素を追加

・当該団体が構築する生成AI環境

【例】：「岐阜市生成AI利活用ガイドライン」

岐阜市においては、シフトプラス株式会社の自治体AI zevoを利用し、以下のとおりセキュアな環境で、職員が業務で活用するにあたりより安心・安全な共通基盤を導入しました。

【例】：千葉県「生成AIの利用ガイドライン 第2.0版」

本ガイドラインで対象とする生成 AI サービスは、デジタル改革推進局が導入する「千葉県生成 AI 利用サービス」及びデジタル推進課が利用を指定するサービスとします。

なお、現時点のデジタル推進課が利用を指定するサービスは、無償で利用できる生成AIサービスのうち、入力データが生成 AI に学習されない設定（＝オプトアウト）ができる「Bard」（Google 社提供）のみとします。

・当該団体における情報セキュリティポリシーとの関係

（2）利活用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルールに以下の要素を追加

・個人情報保護法の改正等、国のルール整備の動向への留意

（その他、先行団体での策定内容を踏まえ、追加すべき項目を検討）

【先駆け（他自治体等との連携）】

山口県 宇部市

（人口 15.8万人 人口密度 567.1人/km²）

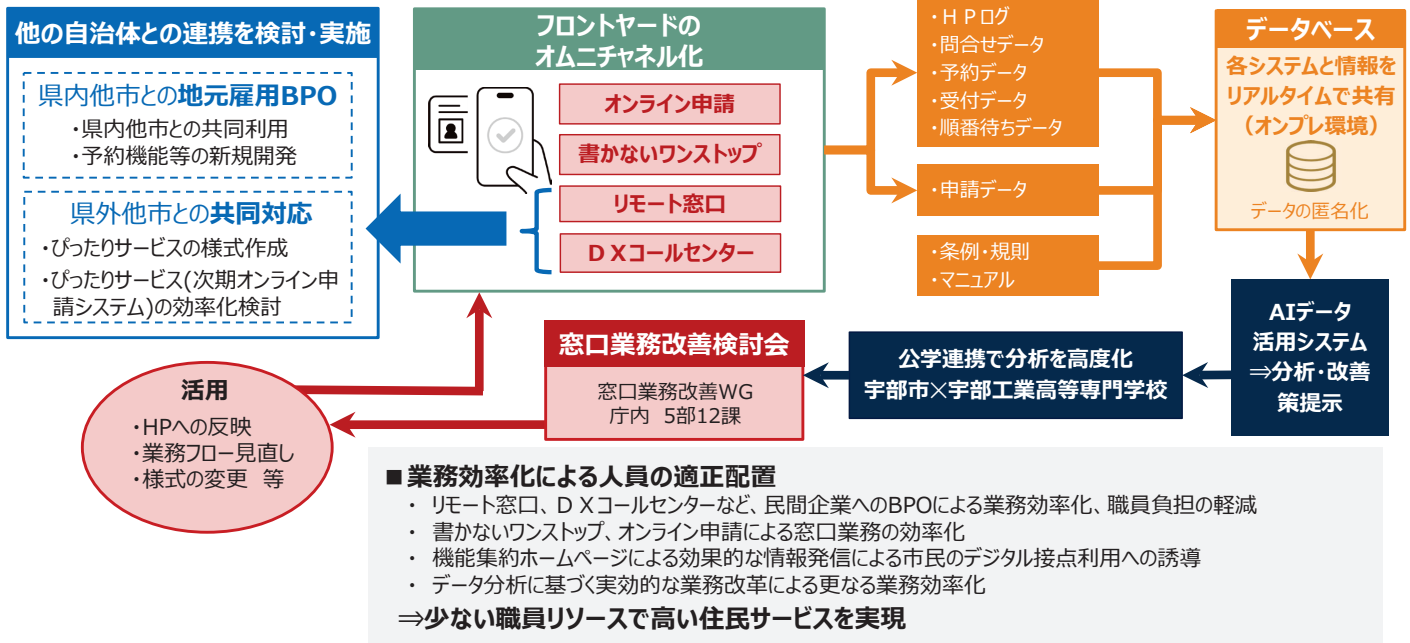
広域連携/ 共同利用

教育機関との連携

○多様化する住民サービスへの対応と、職員リソースの確保を両立し、持続可能な行政運営を担保するため、**県内自治体との事務の共同委託**を見据えた**リモート窓口・DXコールセンターの導入**
○地元高専と連携した**データ分析の高度化による業務改革**

事業概要

→ : データ自動連携 → : AI活用 → : 宇部市対応



主なKPI（～R9年度末）

①住民満足度 80%以上
②職員満足度 80%以上

③DXコールセンターでの一次対応完結率 60%以上
④データ分析に基づく業務改善数 10件